

平成31年度(2019年度)

科学研究費助成事業

科研費

募集要領

特別研究員奨励費

【 特別研究員 】

平成31年(2019年) 1月

独立行政法人日本学術振興会

(<https://www.jsps.go.jp/>)

はじめに

本募集要領は、平成31年度（2019年度）科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（特別研究員奨励費）【特別研究員】の募集内容や応募に必要な手続き等を記載したものであり、

- I 募集の内容
- II 応募書類（研究計画調書）の作成・応募方法等
- III 研究倫理教育の受講等について
- IV 継続研究課題の取扱い
- V 研究機関が行う事務
- VI 関連する留意事項等

により構成されています。

このうち、「I 募集の内容」においては、募集する研究種目に関する対象、応募総額及び研究期間等を記載しています。

また、「II 応募書類（研究計画調書）の作成・応募方法等」、「III 研究倫理教育の受講等について」、「IV 継続研究課題の取扱い」及び「V 研究機関が行う事務」においては、それぞれ対象となる方に関する「必要な手続」等について記載しています。

関係する方におかれましては、該当する箇所について十分御確認願います。

今回の募集は、できるだけ早く研究者が研究を開始できるようにするため、平成31年度（2019年度）予算成立前に始めるものです。

したがって、予算の成立状況によっては、今後、措置する財源等、内容に変更があり得ることをあらかじめ御承知おきください。

なお、平成31年度（2019年度）における主な変更点は次のページのとおりです。

- ・ 科研費は、研究者個人の独創的・先駆的な研究に対する助成を行うことを目的とした競争的資金制度ですので、研究計画調書の内容は応募する研究者独自のものでなければなりません。

研究計画調書の作成に当たっては、他人の研究内容の剽窃、盗用は行ってはならないことであり、応募する研究者におかれては、研究者倫理を遵守することが求められます。

- ・ 科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。

- ・ 科学的知識の質を保証するため、また、研究者個人やコミュニティが社会からの信頼を獲得するためには、科学者に求められる行動規範を遵守し、公平で誠実な研究活動を行うことが不可欠です。日本学術会議「科学者の行動規範」（うち、I. 科学者の責務）や、日本学術振興会「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」（特に、Section I 責任ある研究活動とは）の内容を理解し確認してください。

＜平成31年度（2019年度）における主な変更点＞

- （1） 科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものであるため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されることを明記しました。（10頁参照）
- （2） 研究者が遵守すべき行動規範について明記するとともに、研究代表者が、研究遂行上配慮すべき事項について内容を理解し確認する必要があることを明記しました。（12頁参照）

目 次

I 募集の内容

1 趣旨	1
2 対象	1
3 応募総額	1
4 研究期間	2
5 応募資格等	2
6 応募できる研究課題	2
7 経費	3
8 応募研究課題・研究計画について	4
9 受給のルールと重複制限の確認	4
10 科研費の適正な使用等	5
11 「競争的資金の適正な執行に関する指針」等	5
12 科研費により得た研究成果の発信について	9
13 研究者が遵守すべき行動規範について	12

II 応募書類（研究計画調書）の作成・応募方法等

1 研究計画調書の作成	13
2 作成に当たっての留意事項	13
3 応募方法	13
4 個人情報の取扱い等	14
5 研究計画調書提出後のスケジュール（予定）	14

III 研究倫理教育の受講等について

IV 継続研究課題の取扱い

V 研究機関が行う事務

1 応募に係る手続	16
2 応募書類（研究計画調書）の提出等	19
3 不正行為ガイドラインに基づく「研究倫理教育」の実施	19
4 その他	20

VI 関連する留意事項等

1 『学術研究支援基盤形成』により形成されたプラットフォームによる支援の利用について	20
2 研究設備・機器の共用促進について	21
3 「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）	22

4	バイオサイエンスデータベースセンターへの協力-----	2 2
5	大学連携バイオバックアッププロジェクトについて-----	2 3
6	ナショナルバイオリソースプロジェクトについて-----	2 3
7	研究者情報の researchmap への登録について-----	2 4
8	安全保障貿易管理について-----	2 4
	(参考 1) 審査等-----	2 6
	(参考 2) 科学研究費補助金取扱規程-----	2 7
	(参考 3) 独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業 (科学研究費補助金) 取扱要領-----	3 7
	(参考 4) 研究者使用ルール (平成 3 0 年度補助条件) -----	4 7
	問い合わせ先等-----	5 3

【参考】

応募書類の様式 (研究計画調書) 等は別冊になりますので、『別冊「平成 3 1 年度 (2 0 1 9 年度) 科学研究費助成事業募集要領 (特別研究員奨励費) 【特別研究員】 (応募書類の様式・入力要領)」』を御覧ください。

※. 募集要領、研究計画調書 (出力イメージ) 等については、日本学術振興会ホームページ (以下、URL 参照) よりダウンロードできます。

URL : <https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>

I 募集の内容

1 趣 旨

科学研究費助成事業（以下、「科研費」という。）のうち、特別研究員奨励費は、優れた若手研究者にその研究生活の初期において、自由な発想のもとに主体的に研究課題等を選び、研究に専念する機会を与え、我が国の学術研究の将来を担う創造性に富んだ研究者を育成するため、日本学術振興会特別研究員（以下「特別研究員」という。）が行う研究に対する助成を行うものです。

2 対 象

特別研究員が一人で行う研究計画であって、将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究計画

3 応募総額

応募区分により次の7種類に区分

応 募 区 分	応 募 総 額
S P D ・ 実験系	年間 2 4 0 万円以下
P D ・ 実験系（R P D を含む）	年間 1 2 0 万円以下
D C ・ 実験系	年間 1 0 0 万円以下
S P D ・ 非実験系	年間 1 6 0 万円以下
P D ・ 非実験系（R P D を含む）	年間 8 0 万円以下
D C ・ 非実験系	年間 6 0 万円以下
特別枠 （特に研究経費を要するものについて、実験系の応募総額を超えて応募する場合。理由の妥当性を判断し、認めることがある。）	年間 1 5 0 万円以下 （S P D については 年間 3 0 0 万円以下）

※ R P D で採用期間が4年度にわたる者（研究を7月、10月、1月に開始する者）は、採用初年度と最終年度の合計が応募総額（年間）を超えないものとします。

※ 応募額は各年度10万円以上とします。

※ 特別研究員奨励費への応募は同一研究課題につき1回のみとします。したがって、交付内定後に、D C から P D に特別研究員の資格変更を行った場合であっても、応募区分を P D に変更して新たに応募することはできません。

※ 「実験系」又は「非実験系」の区分は、次のとおりとします。

① 特別研究員申請書の書面合議・面接審査区分が人文学及び社会科学の場合、原則とし

て非実験系とします。

ただし、フィールドワークなど特に研究経費を要するものについては、実験系又は特別枠の応募区分を選択することができます。

- ② 特別研究員申請書の書面合議・面接審査区分が数物系科学、化学、工学系科学、情報学、生物系科学、農学・環境学及び医歯薬学の場合は、原則として実験系とします。

4 研究期間

- | | | | |
|-----|-------|---------|------|
| (1) | 特別研究員 | SPD及びPD | 3年以内 |
| (2) | 特別研究員 | RPD | 3年以内 |
| (3) | 特別研究員 | DC1 | 3年以内 |
| (4) | 特別研究員 | DC2 | 2年以内 |

5 応募資格等

(1) 応募資格

本募集要領により応募することができる者は、平成31年度（2019年度）に特別研究員として新規に採用される予定の者としてします。

ただし、「6 応募できる研究課題」の②により応募する者はこの限りではありません。

(2) 研究組織

特別研究員奨励費（特別研究員）で実施する研究計画は、特別研究員が研究代表者となつて一人で行うものとします。研究代表者は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）に規定された補助事業者に当たり、研究計画の遂行（研究成果の取りまとめを含む。）に関して全ての責任を持つ研究者のことをいいます。

(3) 研究計画調書を提出する研究機関

特別研究員として研究に従事する研究機関（以下、「受入研究機関」（※）という。）を通じて応募してください。DCのうち、受入研究機関が未定の者は、特別研究員の申請機関を通じて応募してください。

※ 受入研究者が在籍する研究機関（受入研究者が複数の研究機関に在籍する場合は、当該受入研究者が本来在籍する研究機関）を受入研究機関とします。

6 応募できる研究課題

- ① 平成31年度（2019年度）特別研究員に採用内定された者が行う研究課題
- ② 平成30年度から引き続き平成31年度に特別研究員としての採用期間がある者のうち、平成31年度（2019年度）の特別研究員奨励費の交付が予定されていない者が行う研究課題

7 経 費

(1) 対象となる経費（直接経費）

研究計画の遂行に必要な経費（研究成果の取りまとめに必要な経費を含む。）を対象とします。

具体的な内容については、研究者使用ルール（補助条件）2－2（47頁）を参考にしてください。

※ 研究計画のいずれかの年度において、「設備備品費」、「旅費」又は「人件費・謝金」のいずれかの経費が90%を超える研究計画の場合及びその他の費目で特に大きな割合を占める経費がある研究計画の場合には、当該経費の研究遂行上の必要性について、研究計画調書に記載しなければなりません。

この経費は、特別研究員本人の研究を遂行する上で必要な経費であり、特別研究員本人が主体的に使用するものであることに留意してください。

(2) 対象とならない経費

次の経費は対象となりません。

- ① 建物等の施設に関する経費（直接経費により購入した物品を導入することにより必要となる軽微な据付等のための経費を除く。）
- ② 補助事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ③ 研究代表者の人件費・謝金
- ④ その他、間接経費^(注)を使用することが適切な経費

(注) 研究計画の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費（直接経費の30%に相当する額）であり、研究機関が使用するものです。今回、募集を行う平成31年度（2019年度）特別研究員奨励費のうち、SPD、PD、RPDに交付されるものについては、間接経費が措置される予定ですが、研究代表者は間接経費を応募書類に記載する必要はありません。

(3) 科研費の使用に当たっての留意点

特別研究員奨励費（特別研究員）は、科研費（補助金分）として交付されるため、応募に当たっては、研究期間を通じた一連の計画を作成し提出していただきますが、採択後の研究活動は、当該研究期間における各年度の補助事業として取り扱いますので、例えば、補助事業の年度と異なる年度の経費の支払いに対して補助金を使用することはできません。

なお、当該年度の補助事業が、交付決定時には予想し得なかったやむを得ない事由に基づき、年度内に完了しない見込みとなった場合には、日本学術振興会を通じて手続きを行うことで、文部科学大臣が財務大臣へ繰越承認要求を行い、財務大臣の承認を得た上で、当該経費を翌年度に繰り越して使用することができます。（研究期間の最終年度の繰越しは、最終年度の翌年度に採用期間があり、採用期間中に完了できる場合に限り可能です。）

8 応募研究課題・研究計画について

応募研究課題は、「特別研究員申請書」記載の研究課題と同一とします。

研究計画については、「特別研究員申請書」記載の研究計画に従い、研究経費の使途が明確であり、積算が合理的な研究計画としてください。

また、所定の研究期間内に終了し、成果の取りまとめが行えるような具体的な年次計画を立ててください。

9 受給のルールと重複制限の確認

(1) 受給のルール

SPD・PD・RPD（以下「PD等」という。）について、次の①～③の事項を全て満たす場合に限り、採用期間中に特別研究員としての研究課題が更に進展すると考えられる他の科研費を受給することができます。

- ① 特別研究員の研究課題の研究遂行に支障が生じないこと
- ② 受給する科研費が特別研究員の研究課題と同一でないこと
- ③ 当該特別研究員が受入研究機関として日本学術振興会に届け出ている研究機関において受給すること

DCが受給できる科研費は、「特別研究員奨励費」のみです。

(2) 重複制限の確認

受入研究機関において、科研費の応募資格を付与されたPD等が応募可能な研究種目とその重複制限については、該当種目の公募要領等を確認してください。

なお、平成31年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領（特別推進研究、基盤研究（S・A・B・C）、挑戦的研究（開拓・萌芽）、若手研究）にて公募を行った研究種目のうち、以下の①～④については、採択された場合はあわせて実施することが可能です。

- ① 新学術領域研究（研究領域提案型）の公募研究
- ② 基盤研究（B・C）
- ③ 挑戦的研究（萌芽）
- ④ 若手研究

研究分担者、研究協力者として研究課題に参画する場合には、研究種目に制限はありません。

※国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A））については、当該研究種目の応募資格を満たせば研究代表者として特別研究員奨励費とあわせて実施が可能です。

また、受給に際し、上記の事項以外に、特別研究員制度での手続が別途必要になりますので、「日本学術振興会特別研究員遵守事項および諸手続の手引」を確認してください。

10 科研費の適正な使用等

(1) 科研費に関するルール

科研費（補助金分）は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」、「科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）」（27頁）、「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領（平成15年規程第17号）」（37頁）、「研究者使用ルール（補助条件）」（47頁）等の適用を受けるものです。

(2) 科研費の適正な使用

科研費は、国民の貴重な税金等でまかなわれていますので、科研費で購入した物品の共用を図るなど、科研費の効果的・効率的使用に努めてください。

また、科研費の交付を受ける研究者には、法令及び研究者使用ルール（補助条件）に従い、これを適正に使用する義務が課せられています。さらに、科研費の適正な使用に資する観点から、科研費の管理は、研究者が所属する研究機関（特別研究員奨励費においては受入研究機関）が行うこととしており、各研究機関が行うべき事務（機関使用ルール）を定めています。この中で、研究機関には、経費管理・監査体制を整備し、物品費の支出に当たっては、購入物品の発注、納品検収、管理を適正に実施するなど、科研費の適正な使用を確保する義務が課せられています。いわゆる「預け金」を防止するためには、適正な物品の納品検収に加えて、取引業者に対するルールの周知、「預け金」防止に対する取引業者の理解・協力を得ることが重要です。「預け金」に関与した取引業者に対しては、取引を停止するなど厳格な対応を徹底することが必要です。

研究者及び研究機関においては、採択後にこれらのルールが適用されることを十分御理解の上、応募してください。

(3) 関係法令等に違反した場合の取扱い

応募書類に記載した内容が虚偽であったり、研究計画の実施に当たり、関係法令・指針等に違反した場合には、科研費の交付をしないことや、科研費の交付を取り消すことがあります。

11 「競争的資金の適正な執行に関する指針」等

「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ 平成29年6月22日改正）は、競争的資金について、不合理な重複・過度の集中の排除、不正受給・不正使用及び研究論文等における研究上の不正行為に関するルールを関係府省において申し合わせるものです。科研費を含む競争的資金の執行に当たっては、この指針等に基づき、適切に対処しますので、以下の点に留意してください。

(1) 不合理な重複及び過度の集中の排除

- ① 府省共通研究開発管理システム（以下、「e-Rad」という。）を活用し、「不合理な重複又は過度の集中」（6頁注参照）の排除を行うために必要な範囲で、応募内容の一

部に関する情報を、他府省を含む他の競争的資金担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。）間で共有することとしています。

そのため、複数の競争的資金に応募する場合（科研費における複数の研究種目に応募する場合を含む。）等には、研究課題名についても不合理な重複に該当しないことがわかるように記入するなど、研究計画調書の作成に当たっては十分留意してください。

不合理な重複又は過度の集中が認められた場合には、科研費を交付しないことがあります。

- ② 研究計画調書の作成に当たり、他府省を含む他の競争的資金等の応募・受入状況の記入内容（研究費の名称、研究課題名、研究期間等）について、事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消又は減額配分とすることがあります。

（注）不合理な重複及び過度の集中の排除

「競争的資金の適正な執行に関する指針」-抜粋-

（平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ（平成29年6月22日改正））

2. 不合理な重複・過度の集中の排除

（1）不合理な重複・過度の集中の考え方

- ① この指針において「不合理な重複」とは、同一の研究者による同一の研究課題（競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- その他これらに準ずる場合

- ② この指針において「過度の集中」とは、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- その他これらに準ずる場合

（2）不正使用、不正受給又は不正行為への対応

- 「不正使用」、「不正受給」、「不正行為」は、それぞれ以下のような行為を指します。

- ・「不正使用」・・・架空発注により業者に預け金を行ったり、謝金や旅費などで実際に要した金額以上の経費を請求したりするなど、故意若しくは重大な過失によって競争的資金の他の用途への使用又は競争的資金の交付の決定の内容やこれに附した条件に違反した使用を行うこと
- ・「不正受給」・・・別の研究者の名義で応募を行ったり、応募書類に虚偽の記載を行うなど、偽りその他不正な手段により競争的資金を受給すること
- ・「不正行為」・・・発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等の故意による又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるねつ造、改ざん又は盗用を行うこと

- ① 科研費に関する不正使用、不正受給又は不正行為を行った研究者等については、一定期間科研費を交付しないほか、不正使用、不正受給又は不正行為が認められた研究課題については、当該科研費の全部又は一部の返還を求めることがあります。

なお、これらに該当する研究者については、当該不正使用、不正受給又は不正行為の概要（研究機関等における調査結果の概要、関与した者の氏名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を原則公表します。

また、科研費以外の競争的資金（他府省所管分を含む。）で不正使用、不正受給又は不正行為を行い、一定期間、当該資金の交付対象から除外される研究者についても、当該一定期間、科研費を交付しないこととします。

※ 「科研費以外の競争的資金」について、平成31年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、平成30年度以前に終了した制度においても対象となります。現在、具体的に対象となる制度については、以下のホームページを参照してください。

URL : http://www8.cao.go.jp/cstp/comefund/kyoukin30_seido_ichiran.pdf

○交付しない期間の扱いについて

【不正使用、不正受給】

措置の対象者	不正使用の程度		交付しない期間
I. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	1. 個人の利益を得るための私的流用		10年
II. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	2. 「1. 個人の利益を得るための私的流用」以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
III. 偽りその他不正な手段により科研費を受給した研究者及びそれに共謀した研究者	—		5年
IV. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反した研究者	—		善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年

なお、以下に該当する者に対しては、「厳重注意」の措置を講ずる。

- 上記IIのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合の研究者
- 上記IVのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された研究者

（出典：独立行政法人日本学術振興会理事長裁定「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領第5条第1項第1号及び第3号に定める科学研究費補助金を交付しない期間の扱いについて」）

【不正行為】

不正行為への関与に係る分類			学術的・社会的影響度 行為の悪質性	交付しない期間
不正行為に関与した者	ア) 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者			10年
	イ) 不正行為があった研究に係る論文等の著者（上記「ア）」を除く）	当該論文等の責任著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）	当該分野の学術の進展への影響や社会的影響が大きい、若しくは行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の学術の進展への影響や社会的影響、若しくは行為の悪質性が小さいと判断されるもの	3～5年
		当該論文等の責任著者以外の者		2～3年
	ウ) 不正行為があった研究に係る論文等の著者ではない者（上記「ア）」を除く）			2～3年
	不正行為に関与していないものの、不正行為があった研究に係る論文等の責任著者（監修責任者、代表執筆者またはこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）			2～3年
			当該分野の学術の進展への影響や社会的影響、若しくは行為の悪質性が小さいと判断されるもの	1～2年

※ 論文の取り下げがあった場合など、個別に考慮すべき事情がある場合には、事情に応じて適宜期間を軽減することができるものとする。
 （出典：独立行政法人日本学術振興会理事長裁定「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領第5条第1項第5号及び独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領第5条第1項第5号に定める期間の扱いについて」）

- ② 他府省を含む他の競争的資金担当及び文部科学省所管の公募型研究資金担当（独立行政法人等である配分機関を含む。）に当該不正事案の概要を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金への応募及び参画についても制限される場合があります。

※ 「応募及び参画」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参画すること、進行中の研究課題（継続課題）へ研究代表者又は共同研究者等として参画することを指します。

- ③ 科研費による研究論文・報告書等において、不正行為があったと認定された場合、不正行為の悪質性等を考慮しつつ、上記①、②と同様に取り扱います。

また、不正行為に関与したと認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により一定の責任があるとされた者についても同様です。

- ④ 各研究機関には、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年2月18日改正 文部科学大臣決定）及び、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）を遵守することが求められますので、研究活動の実施等に当たっては留意してください。

○「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」

URL：http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

○「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」

URL：http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/index.htm

(注) 最近の不正使用、不正受給又は不正行為の事例

○不正使用

- ・業者に架空の取引を指示し、消耗品を購入したように装い、大学から科研費を支出させ、業者に預け金として管理させていた。
 - ・業者に架空の取引を指示し、実際に購入、納品させた物品とは異なる品名が記載された虚偽の請求書を作成させて、大学から科研費を支出させていた。
 - ・作業事実のない出勤表を大学院生に作成させて謝金の支払いを請求し、プール金として自ら管理していた。
 - ・海外渡航の際、研究課題の目的から外れた共同研究の打ち合わせをするために、旅行予定外の目的地に滞在した。
- 注) 事例のような架空の取引等による科研費の支出は、たとえ科研費支出の対象が当該科研費の研究課題のためであったとしても、すべて不正使用に当たります。

○不正受給

- ・応募・受給資格のない研究者が科研費の応募・交付申請を行い、不正に科研費を受給していた。

○研究活動における不正行為

- ・科研費の研究成果として発表された論文において、実験のデータや図表の改ざん・ねつ造を行った。
- ・科研費の研究成果として発表された図書や研究成果報告書に、許諾を得ずに無断で英語の原著論文を翻訳し、引用であることを明記せずに掲載し、当該研究課題の研究成果として公表した。

1 2 科研費により得た研究成果の発信について

科研費における研究成果については、研究成果の概要や研究成果報告書を国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）に掲載することにより、研究者や一般の方々にも知っていただくため、広く公開しています。

このことに加えて科研費においては、研究者による研究成果発表や研究成果広報活動などのアウトリーチ活動のために、研究成果発表のためのホームページ作成費用や研究成果広報用のパンフレット作成費用等にも直接経費を支弁することができることとしていますので、科研費により助成を受けた研究成果については、積極的に社会・国民への情報発信に努めてください。

このほか、次のような取組についても、あらかじめ御留意ください。

(1) 科研費における研究成果発表に係る謝辞の記載等について

科研費により得た研究成果を発表する場合には、科研費により助成を受けたことを必ず表示してください。また、論文の Acknowledgement（謝辞）には、科研費の交付を受けて行った研究の成果であることを必ず記載してください。特に、英文の場合は「JSPS KAKENHI Grant Number JP 8 桁の課題番号」、和文の場合は「JSPS 科研費 JP 8 桁の課題番号」を必ず含めてください。

〈記載例〉

【英文】 This work was supported by JSPS KAKENHI Grant Number JP18J45678.

【和文】 本研究は JSPS 科研費 JP18J45678 の助成を受けたものです。

(2) 公正で誠実な研究活動の実施について

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。

なお、科研費による研究成果を広く一般に公表する場合等において、研究者個人の見解である旨を記載する際の記載例は次のとおりです。

〈記載例〉

【英文】 Any opinions, findings, and conclusions or recommendations expressed in this material are those of the author(s) and do not necessarily reflect the views of the author(s)' organization, JSPS or MEXT.

【和文】 本研究の成果は著者自らの見解等に基づくものであり、所属研究機関、資金配分機関及び国の見解等を反映するものではありません。

(3) 科研費の助成を受けて執筆した論文のオープンアクセス化の推進について

日本学術振興会は、論文のオープンアクセス化に関する実施方針を定めており、日本学術振興会が交付する科研費をはじめとする研究資金による論文は原則としてオープンアクセスとすることとしています。

なお、著作権等の理由や、所属機関のリポジトリがオープンアクセス化に対応できない環境にある等の理由により、オープンアクセス化が困難な場合はこの限りではありません。

○日本学術振興会（実施方針）

URL: https://www.jsps.go.jp/data/Open_access.pdf

【参考1：「オープンアクセス化」とは】

査読付きの学術雑誌等に掲載された論文を誰でもインターネットから無料でアクセスし入手できるようにすることをいいます。

【参考2：オープンアクセス化の方法について】

オープンアクセス化の方法には主に以下の①～③の方法があります。

- ① 従来の購読料型学術雑誌に掲載された論文を、一定期間（エンバゴ）（※1）後（例えば6ヶ月後）、著者が所属する研究機関が開設する機関リポジトリ（※2）又は研究者が開設するWeb等に最終原稿を公開（セルフアーカイブ）（※3）することにより、当該論文をオープンアクセスとする方法
- ② 研究コミュニティや公的機関が開設するWebに論文を掲載することにより、当該論文をオープンアクセスとする方法
- ③ 論文の著者が掲載料（APC: Article Processing Charge）を負担することにより、直ちに当該論文をオープンアクセスとする方法

※1 「エンバゴ」

学術雑誌が刊行されてから、掲載論文の全文がインターネットのアーカイブシステム（リポジトリ）などで利用可能になるまでの一定の期間のこと。

※2 「機関リポジトリ」

大学等の研究機関において生産された電子的な知的生産物の保存や発信を行うためのインターネット上のアーカイブシステム。研究者自らが論文等を登録していくことにより学術情報流通の変革をもたらすと同時に、研究機関における教育研究成果の発信、それぞれの研究機関や個々の研究者の自己アピール、社会に対する教育研究活動に関する説明責任の保証、知的生産物の長期保存の上で、大きな役割を果たしている。

※3 「セルフアーカイブ」

学術雑誌に掲載された論文や学位論文、研究データ等をオープンアクセス化するために、出版社以外（研究者や所属研究機関）が、Web（一般的には、機関リポジトリ）に登録すること。

13 研究者が遵守すべき行動規範について

科学的知識の質を保証するため、また、研究者個人やコミュニティが社会からの信頼を獲得するためには、科学者に求められる行動規範を遵守し、公平で誠実な研究活動を行うことが不可欠です。日本学術会議「科学者の行動規範」（うち、Ⅰ．科学者の責務）や、日本学術振興会「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」（特に、SectionⅠ 責任ある研究活動とは）の内容を理解し確認してください。

なお、交付申請時に、研究代表者が研究倫理教育の受講等をしていることについて、電子申請システムにより確認します（15頁参照）。

【日本学術会議「科学者の行動規範－改訂版－」（平成25年1月25日）より抜粋】

Ⅰ．科学者の責務

（科学者の基本的責任）

- 1 科学者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

（科学者の姿勢）

- 2 科学者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

（社会の中の科学者）

- 3 科学者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

（社会的期待に応える研究）

- 4 科学者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。

（説明と公開）

- 5 科学者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

（科学研究の利用の両義性）

- 6 科学者は、自らの研究の成果が、科学者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

※[URL:http://www.scj.go.jp/ja/scj/kihan/](http://www.scj.go.jp/ja/scj/kihan/)

【日本学術振興会「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」】

（日本語版（テキスト版））（日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会）

※[URL:https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/rinri.pdf](https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/rinri.pdf)

Ⅱ 応募書類（研究計画調書）の作成・応募方法等

1 研究計画調書の作成

科研費は、研究者個人の独創的・先駆的な研究に対する助成を行うことを目的とした競争的資金制度ですので、研究計画調書の内容は応募する研究者独自のものでなければなりません。

研究計画調書の作成に当たっては、他人の研究内容の剽窃、盗用は行ってはならないことであり、応募する研究者におかれては、研究者倫理を遵守することが求められます。

研究計画調書は、日本学術振興会科研費電子申請システム（以下、「科研費電子申請システム」という）を利用して、作成・提出（送信）してください。

（科研費電子申請システム [URL : http://www-shinsei.jsps.go.jp/kaken/index.html](http://www-shinsei.jsps.go.jp/kaken/index.html)）

研究代表者は、受入研究機関から付与された特別研究員奨励費用の科研費電子申請システムログインID・パスワードを用いて、「特別研究員奨励費応募ログイン」より科研費電子申請システムにアクセスし、研究計画調書を作成してください。また、作成に当たっては、『別冊「平成31年度科学研究費助成事業募集要領（特別研究員奨励費）【特別研究員】（応募書類の様式・入力要領）」』に基づき、研究計画調書を作成し、受入研究機関に提出（送信）してください。

研究計画調書は、受入研究機関が取りまとめて日本学術振興会に提出（送信）することになります。（紙媒体による応募は受理しません。）

2 作成に当たっての留意事項

- （１） 研究計画調書提出期限前に、受入研究機関の変更（異動）が判明した場合は、速やかに変更前の受入研究機関にその旨を申し出てください。変更前及び変更後の受入研究機関における転出・転入処理の完了後、変更後の受入研究機関に「研究計画調書」を提出（送信）してください（科研費電子申請システムログインID・パスワード及び作成した「研究計画調書」は、受入研究機関変更後も引き続き使用することができます。）。
- （２） 受入研究機関により承認処理が行われた研究計画調書（受入研究機関により日本学術振興会に提出（送信）された研究計画調書）については修正等を行うことはできません。
- （３） 例年、応募金額の誤入力が発生しておりますので、応募金額単位（千円）に十分注意してください。
- （４） 応募に関する電子申請手続の詳細は、科研費電子申請システムの「操作手引」を参照してください。（[URL:http://www-shinsei.jsps.go.jp/kaken/index.html](http://www-shinsei.jsps.go.jp/kaken/index.html)）

3 応募方法

研究代表者は、受入研究機関が指定する期日までに、当該研究機関に研究計画調書を提出（送信）してください。（直接日本学術振興会へ提出（送信）することはできません。）

各研究機関から日本学術振興会への提出期限は19頁を参照してください。

4 個人情報の取扱い等

研究計画調書に含まれる個人情報は、競争的資金の不合理な重複や過度の集中の排除、科学研究費助成事業の業務のために利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）するほか、e-Rad に提供します。（e-Rad 経由で内閣府に情報提供することがあります。また、これらの情報の作成のため、各種作業や情報の確認等について御協力を求めることがあります。）

なお、採択された研究課題に関する情報（研究課題名・研究代表者氏名・交付予定額等）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、報道発表資料及び国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）等により公開します。

5 研究計画調書提出後のスケジュール（予定）

特別研究員奨励費（特別研究員）の採択結果については、科研費の審査を経た後、受入研究機関に文書で通知します。なお、配分は10万円単位で行う予定です。

特別研究員奨励費交付内定スケジュール（予定）

第1回：2019年4月下旬（※）

第2回：2019年7月上旬（※）

第3回：2019年7月下旬

第4回：2019年10月上旬（※）

第5回：2019年10月中旬

第6回：2019年11月中旬

第7回：2020年1月上旬（※）

（※）が、特別研究員奨励費（特別研究員）の交付内定の回です。

（第3、5、6回は特別研究員奨励費（外国人特別研究員）のみ交付内定を行います。）

Ⅲ 研究倫理教育の受講等について

科研費により行われる研究活動に参画する研究代表者は、平成31年度科学研究費助成事業の新規研究課題の交付申請前までに、研究倫理教育等に関し、以下の点をあらかじめ行うことが必要であり、交付申請時に研究代表者が研究倫理教育の受講等をしていることについて、電子申請システムにより確認します。

なお、過去に研究倫理教育の受講等をしている場合や、他の研究機関で研究倫理教育の受講等をした後に異動をした場合などには、所属する研究機関に研究倫理教育の受講等について十分に確認をしてください。

【研究代表者が行うべきこと】

- ・自ら研究倫理教育に関する教材（『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－』日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会、研究倫理eラーニングコース（e-Learning Course on Research Ethics [eL CoRE]）、APRIN eラーニングプログラム（eAPRIN）等）の通読・履修をすること、又は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）を踏まえ研究機関が実施する研究倫理教育の受講をすること
 - ・日本学術会議の声明「科学者の行動規範－改訂版－」や、日本学術振興会「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」の内容のうち、研究者が研究遂行上配慮すべき事項について、十分内容を理解し確認すること
- ※ 特別研究員はその制度において、採用時に研究倫理教育の受講等をするものとされているため、上記に基づく研究倫理教育を改めて受講等する必要はありません。

Ⅳ 継続研究課題の取扱い

継続研究課題（平成31年度（2019年度）に継続が予定されている研究課題）については、応募書類の提出は必要ありませんが、科研費の交付を受けるためには、平成31年度（2019年度）科研費交付内定通知受領後、交付申請書等の必要書類を作成し、提出する必要があります。

V 研究機関が行う事務

1 応募に係る手続き

次の手続きを行ってください。

(1) 応募対象者の確認及び募集要領の内容の周知

研究機関は、科研費電子申請システムメニューにある「該当者リスト」より、特別研究員奨励費（特別研究員）の応募対象者の確認を行い、該当者に募集要領の内容の周知を行ってください（該当者リスト取込予定日：平成31年1月23日（水）午前）。

また、応募に係る事務を行う際は、各研究機関の特別研究員事業担当者との連絡を密にし、応募漏れ等のないよう注意してください。

(2) 研究代表者（特別研究員）への科研費電子申請システムログインID・パスワードの付与

研究代表者が特別研究員奨励費に応募するには、特別研究員奨励費用の科研費電子申請システムログインID・パスワードにより科研費電子申請システムにアクセスして研究計画調書を作成する必要があります。

研究機関は、応募を予定している研究代表者に、次の手順で科研費電子申請システムログインID・パスワードを付与してください。

- ① 日本学術振興会は、平成31年度（2019年度）新規採用予定の特別研究員および平成30年度から引き続き特別研究員としての採用期間がある者で、何らかの事情で平成31年度（2019年度）の特別研究員奨励費の交付が予定されていない者の情報を科研費電子申請システムに取り込みます（平成31年（2019年）1月23日（水）午前予定）。
- ② 研究機関は科研費電子申請システムにアクセスし、科研費電子申請システムメニューにある「該当者リスト」から、研究代表者の科研費電子申請システムログインID・パスワードを出力し、研究代表者に付与してください。

※1 部局担当者を通じて科研費電子申請システムログインID、パスワードを付与する場合は、受入研究者の所属部局番号ごとに検索が可能です（ただし、特別研究員申請書に記載の受入研究者の研究者番号が誤っていた場合や、受入研究者のe-Rad上の所属研究機関が特別研究員申請書に記載された所属研究機関と一致しなかった場合は、部局番号が未設定となり、全部局において検索が可能となります。）。

※2 科研費電子申請システムログインID、パスワードの付与の際には、決して他者に漏えいすることが無いような厳格な管理をするよう研究代表者に周知してください。

(3) 研究代表者への「研究計画調書確認部局番号」の周知

研究代表者は研究計画調書を作成する際、「研究計画調書の内容確認等の事務を行う部局のe-radに登録されている部局番号（以下、「研究計画調書確認部局番号」という。）」を必ず入力する必要があります。これにより、研究機関の部局担当者が科研費電子申請システム上で自部局の研究計画調書を確認することが可能となります。

これと異なる研究計画調書確認部局番号を入力すると、部局担当者が研究計画調書を確認することができなくなりますので、研究機関は、事前に、応募を予定している研究代表者に、該当の研究計画調書確認部局番号を周知してください。

なお、部局で研究計画調書の確認を行わない場合は、「特別研究員の所属部局番号」を入力するよう周知してください。

(4) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出

科研費に応募する研究機関については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年2月18日改正 文部科学大臣決定）（以下、「公的研究費ガイドライン」という。）の内容について遵守する必要がある、公的研究費の管理・監査体制を整備し、その実施状況等を報告しなければなりません。

したがって、「今回特別研究員奨励費に応募する研究代表者の受入研究機関」及び「平成31年度（2019年度）も特別研究員奨励費の継続課題を実施する研究代表者を受け入れる予定の研究機関」については、「公的研究費ガイドライン」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」を平成31年（2019年）2月8日（金）までにe-Radを使用して文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に提出してください。提出がない場合には、科研費電子申請システム上で、当該研究機関において受入予定の研究者の応募が認められませんので、注意してください。（「公的研究費ガイドライン」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」（（5）参照）の両者が提出されても、研究者が特別研究員奨励費への応募ができるようになるまで2週間程度の時間を要します。）

平成30年4月以降に、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金等の応募の際に、e-Radを使用して既に同体制整備等自己評価チェックリストを提出している場合には、改めて提出する必要はありません。

e-Radを使用した体制整備等自己評価チェックリストの提出方法や様式等については、文部科学省ホームページ「「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について」

(URL: http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm) で確認してください。

(注) e-Radの使用に当たっては、研究機関用のID・パスワードが必要になります。

<問合せ先>

(公的研究費ガイドラインの様式・提出等について)

文部科学省 研究振興局 振興企画課 競争的資金調整室

e-mail: kenkyuhi@mext.go.jp

URL: http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

(e-Rad への研究機関登録について)

府省共通研究開発管理システム ヘルプデスク

電話: 0570-066-877 (ナビダイヤル)

受付時間 9:00～18:00

※土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く

URL: <https://www.e-rad.go.jp/organ/entry.html>

(e-Rad の利用可能時間帯)

(月～日) 0:00～24:00 (24時間365日稼働)

ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

(5) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」の提出

科研費に応募する研究機関については、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）（以下、「不正行為ガイドライン」という。）を参考に、関連する規程等を定める必要があります。

また、科研費の応募に当たっては、平成29年度公募より、「不正行為ガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」（以下、「取組状況チェックリスト」という。）

を提出することが必要となりました。

そのため、「今回特別研究員奨励費に応募する研究代表者の受入研究機関」及び「平成31年度（2019年度）も特別研究員奨励費の継続課題を実施する研究代表者を受け入れる予定の研究機関」については、「取組状況チェックリスト」を平成31年（2019年）2月8日（金）までにe-Radを使用して文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室に提出してください。提出がない場合には、科研費電子申請システム上で、当該研究機関において受入予定の研究者の応募が認められませんので、注意してください。（「取組状況チェックリスト」及び「体制整備等自己評価チェックリスト」（17頁参照）の両者が提出されても、研究者が特別研究員奨励費への応募ができるようになるまで2週間程度の時間を要します。）

なお、平成30年3月23日の文部科学省からの事務連絡の通知日以降に、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金等の応募の際に、e-Radを使用して既に同取組状況チェックリストを提出している場合には、改めて提出する必要はありません。

e-Radを使用した取組状況チェックリストの提出方法や様式等については、文部科学省ホームページ「（事務連絡）「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト（平成30年度版）の提出について（依頼）（平成30年3月23日）」（URL：http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1405816.htm）で確認してください。

（注）e-Radの使用に当たっては、研究機関用のID・パスワードが必要になります。

※「取組状況チェックリスト」は、「公的研究費ガイドライン」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」とはe-Radを使用する点では同一ですが、提出する宛先が異なり、両チェックリストの提出が必要となりますので、御注意ください。

<問合せ先>

（不正行為ガイドラインの様式・提出等について）※公的研究費ガイドラインの問合せ先とは異なります。

文部科学省 科学技術・学術政策局 人材政策課 研究公正推進室

e-mail: kiban@mext.go.jp

URL: http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/index.htm

（e-Radへの研究機関登録について）

府省共通研究開発管理システム ヘルプデスク

電話：0570-066-877（ナビダイヤル）

受付時間：9：00～18：00

※ 土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く

URL: <https://www.e-rad.go.jp/organ/entry.html>

（e-Radの利用可能時間帯）

（月～日）0:00～24:00（24時間365日稼働）

ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

（6）応募資格の確認

研究計画調書に記載された研究代表者が、この募集要領に定める応募資格を有する者であることを確認してください。

また、科研費やそれ以外の競争的資金で、不正使用、不正受給又は不正行為を行ったとして平成31年度（2019年度）に「その交付の対象としないこと」とされていないことを確認してください。

(7) 研究代表者への確認

研究計画調書に記載された研究代表者が、この募集要領に定める「I 募集の内容」を確認した上で研究計画調書を作成していることを確認してください。

(8) 研究計画調書の確認・日本学術振興会への提出

研究代表者が作成した研究計画調書は、研究代表者の受入研究機関から日本学術振興会へ提出してください。研究計画調書提出期限前に、研究代表者の受入研究機関の変更（異動）が判明した場合は、科研費電子申請システム上で転出・転入処理を行ってください。

研究計画調書の確認及び承認作業については、「2 応募書類（研究計画調書）の提出等」を参照してください。

2 応募書類（研究計画調書）の提出等

(1) 研究計画調書の確認及び承認

e-Rad の ID・パスワードにより科研費電子申請システムにアクセスし、研究代表者が作成した研究計画調書（PDF ファイル）の情報を取得し、その内容等について確認してください。

内容等に不備のない全ての研究計画調書（PDF ファイル）について承認処理を行ってください（日本学術振興会に研究計画調書（PDF ファイル）を提出（送信）したことになります。）。なお、研究機関により承認処理が行われた各研究計画調書（PDF ファイル）については修正等を行うことはできません。

(2) 研究計画調書の提出（送信）期限

送信期限：平成31年（2019年）2月22日（金）16時30分（厳守）

※ 上記の期限より後に提出（送信）があっても受理しませんので、時間に十分余裕を持って提出（送信）してください。

(3) 留意事項

- ① 応募に関する電子申請手続の詳細は、科研費電子申請システムの「操作手引」を参照してください（URL：<http://www.shinsei.jps.go.jp/kaken/index.html>）。
- ② **研究計画調書の提出（送信）後に、研究計画調書の訂正、再提出等を行うことはできません。提出（送信）後の応募期間や応募金額の誤りの訂正には一切応じることができませんので、提出（送信）前に十分確認してください。**

3 不正行為ガイドラインに基づく「研究倫理教育」の実施

新規研究課題の研究代表者については交付申請前までに、以下のことを行う必要があります。

- ・自ら研究倫理教育に関する教材（『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－』日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会、研究倫理 e ラーニングコース（e-Learning Course on Research Ethics [eL CoRE]）、APRIN e ラーニングプログラム（eAPRIN）等）の通読・履修をすること、又は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）を踏まえ、研究機関が実施する研究倫理教育の受講をすること
- ・日本学術会議の声明「科学者の行動規範－改訂版－」や、日本学術振興会「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」の内容のうち、研究者が研究遂行上配慮すべき事項について、十分内容を理解し確認すること

そのため、各研究機関におかれては、「不正行為ガイドライン」に基づき、研究倫理教育を実施していただくとともに、研究者が研究遂行上配慮すべき事項について周知してください。

なお、特別研究員はその制度において、採用時に研究倫理教育の受講等を行うこととされているため、上記に基づく研究倫理教育を改めて受講等する必要はありません。

4 その他

(1) 科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第2条により文部科学大臣が指定した研究機関の変更等の届出

次の事項のいずれかについて変更等を予定している場合には、その内容を速やかに文部科学省研究振興局学術研究助成課に届け出てください。

- ① 研究機関の廃止又は解散
- ② 研究機関の名称及び住所並びに代表者の氏名
- ③ 研究機関の設置の目的、業務の内容、内部組織を定めた法令、条例、寄附行為その他の規約に関する事項

(2) 外国人特別研究員の受入に係る特別研究員奨励費への応募

外国人特別研究員の受入に係る科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（特別研究員奨励費）については、「平成31年度（2019年度）科学研究費助成事業－科研費－募集要領 特別研究員奨励費【外国人特別研究員】」により応募してください。

VI 関連する留意事項等

1 『学術研究支援基盤形成』により形成されたプラットフォームによる支援の利用について

新学術領域研究（研究領域提案型）『学術研究支援基盤形成』では、科研費により実施されている個々の研究課題に関し、研究者の多様なニーズに効果的に対応するため、大学共同利用機関、共同利用・共同研究拠点を中核機関とする関係機関の緊密な連携の下、学術研究支援基盤（以下、「プラットフォーム」という。）を形成し、科研費にかかる個々の研究課題への技術支援等を実施し、研究者に対して問題解決への先進的な手法を提供するとともに、研究者間の連携、異分野融合や人材育成を一体的に推進しています。

科研費により実施している研究課題を対象に、以下の各プラットフォームにおいて、技術支援等を行う研究課題を公募します。各プラットフォームからの技術支援等を希望される研究者におかれましては、各プラットフォームのホームページ等により公募内容・時期を御確認の上、積極的に御応募ください。

※「技術支援等」とは、幅広い研究分野・領域の研究者への設備の共用、技術支援のほか、リソース（資料・データ、実験用の試料、標本等）についての収集・保存・提供や保存技術等の支援を指します。

「先端技術基盤支援プログラム」：

複数の施設や設備を組み合わせることにより、先端性又は学術的価値を有し、幅広い研究分野・領域の研究者への設備の共用、技術支援を行う

「研究基盤リソース支援プログラム」：

研究の基礎・基盤となるリソース（資料・データ、実験用の試料、標本等）についての収集・保存・提供や保存技術等の支援を行う

区分	プラットフォーム名	中核機関	支援機能	実施期間（予定）
先端技術基盤支援プログラム	先端バイオイメーシング支援プラットフォーム(*)	自然科学研究機構生理学研究所 自然科学研究機構基礎生物学研究所	光学顕微鏡技術支援、電子顕微鏡技術支援、磁気共鳴画像技術支援、画像解析技術支援	平成28～33年度
	先端モデル動物支援プラットフォーム(*)	東京大学医科学研究所	モデル動物作製支援、病理形態解析支援、生理機能解析支援、分子プロファイリング支援	平成28～33年度
	先進ゲノム解析研究推進プラットフォーム(*)	情報・システム研究機構 国立遺伝学研究所	先進ゲノム解析（最先端技術と設備による、新規ゲノム配列決定、変異解析、RNA・エピゲノム解析、メタゲノム解析、超高感度解析、高度情報解析）	平成28～33年度
研究基盤リソース支援プログラム	地域研究に関する学術写真・動画資料情報の統合と高度化	人間文化研究機構国立民族学博物館（注）	地域研究画像デジタルライブラリ	平成28～30年度
	短寿命 RI 供給プラットフォーム	大阪大学核物理研究センター（注）	研究用の短寿命 RI を加速器を用いて製造し供給	平成28～30年度
	コホート・生体試料支援プラットフォーム(*)	東京大学医科学研究所	コホートによるバイオリソース支援、プレインリソース整備と活用支援、生体試料による支援	平成28～33年度

（注）平成30年度中に行う中間評価の結果を踏まえて、実施期間を延長することがあります。

また、上記*印の4つのプラットフォームに対しては、4つを横断したコーディネートなど総合窓口機能を担う生命科学連携推進協議会（中核機関：東京大学医科学研究所）を設けています。

各プラットフォーム等のホームページは、以下に掲載のリンク集を御参照ください。

URL：http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1367903.htm

2 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成27年6月24日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」（平成27年11月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）にて、大学及び国立研究開発法人等において「研究組織単位の研究設備・機器の共用システム」（以下、「機器共用システム」という。）を定めて運用することが求められています。

これらを踏まえ、競争的研究費により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、当該競争的研究費におけるルール範囲内において、当該研究課題の実施

に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んでください。

○「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」

(平成27年11月25日 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会)

URL: http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu17/houkoku/1366220.htm

○「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」

(平成27年6月24日 競争的研究費改革に関する検討会)

URL: http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm

○競争的資金における使用ルール等の統一について

(平成27年3月31日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ(平成29年4月20日改正))

URL: http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin3_siyouruuru.pdf

3 「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

平成22年6月に取りまとめられた『「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）』（平成22年6月19日科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員決定）では、研究者が研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動を「国民との科学・技術対話」と位置付け、1件当たり年間3千万円以上の公的研究費の配分を受けた研究者等については、「国民との科学・技術対話」に積極的に取り組むこと、大学等の研究機関についても、公的研究費を受けた研究者等の「国民との科学・技術対話」が適切に実施できるよう支援体制の整備など組織的な取組を行うことが求められています。

科研費では、特に、比較的高額な研究費を受ける特別推進研究などの研究進捗評価や、新学術領域研究（研究領域提案型）などの中間評価において「研究内容、研究成果の積極的な公表、普及に努めているか」という着目点を設けていますので、上記の方針を踏まえて、科研費による成果を一層積極的に社会・国民に発信してください。

4 バイオサイエンスデータベースセンターへの協力

バイオサイエンスデータベースセンター ([URL:https://biosciencedbc.jp/](https://biosciencedbc.jp/)) は、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進するために、国立研究開発法人科学技術振興機構に設置されています。

同センターでは、関連機関に積極的な参加を働きかけるとともに、戦略の立案、ポータルサイトの構築・運用、データベース統合化基盤技術の研究開発、バイオ関連データベース統合化の推進を4つの柱として、ライフサイエンス分野データベースの統合化に向けて事業を推進しています。これによって、我が国におけるライフサイエンス分野の研究成果が、広く研究者コミュニティに共有かつ活用されることにより、基礎研究や産業応用研究につながる研究開発を含むライフサイエンス分野の研究全体が活性化されることを目指しています。

については、ライフサイエンス分野に関する論文発表等で公表された成果に関わる生データの複製物、又は構築した公開用データベースの複製物について、同センターへの提供に御協力をお願いします。

なお、提供された複製物については、非独占的に複製・改変その他必要な形で利用できるものとして。また、複製物の提供を受けた機関の求めに応じ、複製物を利用するに当たって必要となる情報の提供にも御協力をお願いすることがありますので、あらかじめ御承知をお願いします。

また、バイオサイエンスデータベースセンターでは、ヒトに関するデータについて、個人情報の保護に配慮しつつ、ライフサイエンス分野の研究に係るデータの共有や利用を推進するためにガイドラインを策定しています。

NBDC ヒトデータ共有ガイドライン

URL: <https://humandbs.biosciencedbc.jp/guidelines/>

<問合せ先>

国立研究開発法人科学技術振興機構バイオサイエンスデータベースセンター

電話：03-5214-8491

5 大学連携バイオバックアッププロジェクトについて

大学連携バイオバックアッププロジェクト（Interuniversity Bio-Backup Project for Basic Biology）は、様々な分野の研究に不可欠な研究資源である生物遺伝資源をバックアップし、予期せぬ事故や災害等による生物遺伝資源の毀損や消失を回避することを目的として、平成24年から新たに開始されました。

本プロジェクトの中核となる大学共同利用機関法人自然科学研究機構基礎生物学研究所には、生物遺伝資源のバックアップ拠点として IBBP センター（[URL:http://www.nibb.ac.jp/ibbp/](http://www.nibb.ac.jp/ibbp/)）が設置され、生物遺伝資源のバックアップに必要な最新の機器が整備されています。

全国の大学・研究機関に所属する研究者であればどなたでも保管申請ができます。IBBP で保管可能な生物遺伝資源は、増殖（増幅）や凍結保存が可能なサンプル（植物種子に関しては冷蔵及び冷凍保存の条件が明確なもの）で、かつ、病原性を保有しないことが条件です。バックアップは無料で行われますので是非御活用ください。

<問合せ先>

大学共同利用機関法人自然科学研究機構 IBBP センター事務局

電話：0564-59-5930, 5931

6 ナショナルバイオリソースプロジェクトについて

ナショナルバイオリソースプロジェクト（NBRP）は、ライフサイエンス研究の基礎・基盤となる重要なバイオリソースを、本事業の中核的拠点に戦略的に収集・保存し、大学・研究機関に提供することで、我が国のライフサイエンス研究の発展に貢献してきました。今後も我が国のライフサイエンス研究の発展に貢献していくためには、有用なバイオリソースを継続的に収集する必要があります。

ついては、科研費で開発したバイオリソース（NBRP で対象としているバイオリソースに限ります）のうち、提供可能なバイオリソースを寄託※いただき、NBRP における収集活動に御協力くださいますようお願いいたします。

また、NBRP で既に整備されているリソースについては、効率的な研究の実施等の観点からその利用を推奨します。

※寄託：当該リソースに関する諸権利を移転せずに、本事業での利用（保存・提供）を認める手続きです。寄託同意書で具体的な提供条件を定めることで、利用者に対して、用途の制限や論文引用などの使用条件を付加することができます。

NBRP 中核的拠点 代表機関一覧

URL: <http://www.nbrp.jp/center/center.jsp>

<問合せ先>

日本医療研究開発機構基盤研究事業部バイオバンク課

電話：03-6870-2228

7 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースであり、登録した業績情報は、インターネットにより公開が可能です。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベース等とも連携しており、政府全体でも更に活用していくこととされておりますので、researchmap への研究者情報の登録をお願いします。

<問合せ先>

国立研究開発法人科学技術振興機構

知識基盤情報部サービス支援センター (researchmap 担当)

Web 問合せフォーム: <https://researchmap.jp/public/inquiry/>

電話による問合せ：03-5214-8490

(受付時間：9:30～12:00、13:00～17:00)

8 安全保障貿易管理について

我が国では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制※が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者に提供する場合や外国において提供する場合にはその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

そのため、研究機関が科学研究費助成事業による研究課題を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

<参考> 大学及び公的研究機関における輸出管理体制の強化について（依頼）

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu8/toushin/06082811/015/001.htm

安全保障貿易管理の詳細・問合せ先については、下記をご覧ください。

経済産業省：安全保障貿易管理（全般）

URL: <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

<問合せ先等>

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課

電話：03-3501-2800

FAX：03-3501-0996

(参考 1) 審査等

1 審査の方法等

科研費の審査は、応募書類（研究計画調書）に基づき、日本学術振興会科学研究費委員会で
行います。また、審査は非公開で行われ、提出された研究計画調書は返却しません。

審査等のルールである「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」の詳細は、
日本学術振興会科学研究費助成事業のホームページで確認してください。

(URL : <https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>)

2 審査結果の通知

特別研究員奨励費（特別研究員）の採択結果については、受入研究機関に文書で通知します。
なお、配分額は10万円単位での配分を予定しています。

特別研究員奨励費交付内定スケジュール（予定）

第1回：2019年4月下旬（※）

第2回：2019年7月上旬（※）

第3回：2019年7月下旬

第4回：2019年10月上旬（※）

第5回：2019年10月中旬

第6回：2019年11月中旬

第7回：2020年1月上旬（※）

（※）が、特別研究員奨励費（特別研究員）の交付内定の回です。

（第3、5、6回は特別研究員奨励費（外国人特別研究員）のみ交付内定を行います。）

(参考2)

○科学研究費補助金取扱規程

(昭和四十年文部省告示第百十号)

改正 昭 43 文告 309・昭 56 文告 159・昭 60 文告 127・昭 61 文告 156・平 10 文告 35・
平 11 文告 114・平 12 文告 181・平 13 文科告 72・平 13 文科告 133・
平 14 文科告 123・平 15 文科告 149・平 16 文科告 68・平 16 文科告 134・
平 17 文科告 1・平 18 文科告 37・平 19 文科告 45・平 20 文科告 64・
平 22 文科告 177・平 23 文科告 93・平 24 文科告 143・平 25 文科告 31・
平 28 文科告 73・平成 30 文科告 54

科学研究費補助金取扱規程を次のように定める。

科学研究費補助金取扱規程

(趣旨)

第一条 科学研究費補助金の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規程において「研究機関」とは、学術研究を行う機関であつて、次に掲げるものをいう。

- 一 大学及び大学共同利用機関（別に定めるところにより文部科学大臣が指定する大学共同利用機関法人が設置する大学共同利用機関にあつては、当該大学共同利用機関法人とする。）
- 二 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- 三 高等専門学校
- 四 国若しくは地方公共団体の設置する研究所その他の機関、特別の法律により設立された法人若しくは当該法人の設置する研究所その他の機関、国際連合大学の研究所その他の機関（国内に設置されるものに限る。）又は一般社団法人若しくは一般財団法人のうち学術研究を行うものとして別に定めるところにより文部科学大臣が指定するもの

2 この規程において「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による研究費の他

の用途への使用又は研究費の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件に違反した使用をいう。

- 3 この規程において「不正行為」とは、研究費の交付の対象となつた事業において発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等の故意による又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠つたことによるねつ造、改ざん又は盗用をいう。
- 4 本邦の法令に基づいて設立された会社その他の法人（以下この項において「会社等」という。）が設置する研究所その他の機関又は研究を主たる事業としている会社等であつて、学術の振興に寄与する研究を行う者が所属するもの（第一項第一号、第三号及び第四号に掲げるものを除く。）のうち、別に定めるところにより文部科学大臣が指定するものは、同項の研究機関とみなす。

（科学研究費補助金の交付の対象）

第三条 科学研究費補助金は、次の各号に掲げる事業に交付するものとする。

一 学術上重要な基礎的研究（応用的研究のうち基礎的段階にある研究を含む。）であつて、研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、かつ、当該研究機関の研究活動に実際に従事している研究者（日本学術振興会特別研究員を含む。）が一人で行う事業若しくは二人以上の研究者が同一の研究課題について共同して行う事業（研究者の所属する研究機関の活動として行うものであり、かつ、研究機関において科学研究費補助金の管理を行うものに限る。）又は教育的若しくは社会的意義を有する研究であつて、研究者が一人で行う事業（以下「科学研究」という。）

二 学術研究の成果の公開で、個人又は学術団体が行う事業（以下「研究成果の公開」という。）

三 その他文部科学大臣が別に定める学術研究に係る事業

- 2 独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第百五十九号。以下「振興会法」という。）第十五条第一号の規定に基づき独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が行う業務に対して、文部科学大臣が別に定めるところにより科学研究費補助金を交付する。

（科学研究費補助金を交付しない事業）

第四条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者（学術団体を含む。以下この

条において同じ。)が行う事業については、それぞれ当該各号に定める期間、科学研究費補助金を交付しない。

一 法第十七条第一項の規定により科学研究費補助金の交付の決定が取り消された事業（以下「交付決定取消事業」という。）において科学研究費補助金の不正使用を行つた者 法第十八条第一項の規定により当該交付決定取消事業に係る科学研究費補助金の返還の命令があつた年度の原則として翌年度以降一年以上十年以内の間で当該不正使用の内容等を勘案して相当と認められる期間

二 前号に掲げる者と科学研究費補助金の不正使用を共謀した者 同号の規定により同号に掲げる者が行う事業について科学研究費補助金を交付しないこととされる期間と同一の期間

三 法第二条第三項に規定する補助事業者等（以下「補助事業者」という。）のうち交付決定取消事業において法第十一条第一項の規定に違反した者（前二号に該当する者を除く。） 法第十八条第一項の規定により当該交付決定取消事業に係る科学研究費補助金の返還の命令があつた年度の原則として翌年度以降一年以上二年以内の間で当該違反の内容等を勘案し相当と認められる期間

四 偽りその他不正の手段により科学研究費補助金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者 当該科学研究費補助金の返還の命令があつた年度の原則として翌年度以降五年間

五 科学研究費補助金による事業において不正行為があつたと認定された者（当該不正行為があつたと認定された研究成果に係る研究論文等の内容について責任を負う者として認定されたものを含む。以下同じ。） 当該不正行為があつたと認定された年度の原則として翌年度以降一年以上十年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して科学技術・学術審議会において相当と認められる期間

2 前条の規定にかかわらず、振興会法第十八条第一項に規定する学術研究助成基金を財源として振興会が支給する助成金（以下「基金助成金」という。）を一定期間交付しないこととされた次の各号に掲げる者が行う事業については、基金助成金を交付しないとされた期間、科学研究費補助金を交付しない。

一 基金助成金の不正使用を行つた者

二 基金助成金の不正使用を共謀した者

三 振興会法第十七条第二項の規定により準用される法第十一条第一項の規定に違反した補助事業者（前二号に該当する者を除く）

四 偽りその他不正の手段により基金助成金の交付を受けた者又は当該偽りその他

不正の手段の使用を共謀した者

五 基金助成金による事業において不正行為があつたと認定された者

3 前条の規定にかかわらず、国又は独立行政法人が交付する給付金であつて、文部科学大臣が別に定めるもの（以下「特定給付金」という。）を一定期間交付しないこととされた次の各号に掲げる者が行う事業については、文部科学大臣が別に定める期間、科学研究費補助金を交付しない。

一 特定給付金の不正使用を行つた者

二 特定給付金の不正使用を共謀した者

三 特定給付金の交付の対象となる事業に関して、法令又はこれに基づく国の機関若しくは独立行政法人の長の処分に違反した者

四 偽りその他不正の手段により特定給付金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者

五 特定給付金による事業において不正行為があつたと認定された者

4 前条の規定にかかわらず、公募型の研究費（科学研究費補助金、基金助成金及び特定給付金を除く。）又は国立大学法人若しくは独立行政法人に対する運営費交付金若しくは私立学校に対する助成の措置等の基盤的経費その他の予算上の措置（文部科学省が講ずるものに限る。）による研究において不正行為があつたと認定された者が行う事業については、当該不正行為があつたと認定された年度の原則として翌年度以降一年以上十年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して相当と認められる期間、科学研究費補助金を交付しない。

（補助金の交付申請者）

第五条 第三条第一項第一号及び第二号に係る科学研究費補助金（同条第二項に係るものを除く。以下「補助金」という。）の交付の申請をすることができる者は、次のとおりとする。

一 科学研究に係る補助金にあつては、科学研究を行う研究者の代表者

二 研究成果の公開に係る補助金にあつては、研究成果の公開を行う個人又は学術団体の代表者

（計画調書）

第六条 補助金の交付の申請をしようとする者は、あらかじめ科学研究又は研究成果の公開（以下「科学研究等」という。）に関する計画調書を別に定める様式により

文部科学大臣に提出するものとする。

- 2 前項の計画調書の提出期間については、毎年文部科学大臣が公表する。

(交付の決定)

第七条 文部科学大臣は、前条第一項の計画調書に基づいて、補助金を交付しようとする者及び交付しようとする予定額（以下「交付予定額」という。）を定め、その者に対し、あらかじめ交付予定額を通知するものとする。

- 2 文部科学大臣は、補助金を交付しようとする者及び交付予定額を定めるに当たっては、文部科学大臣に提出された計画調書について、科学技術・学術審議会の意見を聴くものとする。

第八条 前条第一項の通知を受けた者が補助金の交付の申請をしようとするときは、文部科学大臣の指示する時期までに、別に定める様式による交付申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

- 2 文部科学大臣は、前項の交付申請書に基づいて、交付の決定を行ない、その決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(科学研究等の変更)

第九条 補助金の交付を受けた者が、科学研究等の内容及び経費の配分の変更（文部科学大臣が別に定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ文部科学大臣の承認を得なければならない。

(補助金の使用制限)

第十条 補助金の交付を受けた者は、補助金を科学研究等に必要な経費にのみ使用しなければならない。

(実績報告書)

第十一条 補助金の交付を受けた者は、科学研究等を完了したときは、すみやかに別に定める様式による実績報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

- 2 前項の実績報告書には、補助金により購入した設備、備品又は図書（以下「設備

等」という。)がある場合にあっては、別に定める様式による購入設備等明細書を添付しなければならない。

- 3 第一項後段の規定による実績報告書には、翌年度に行う科学研究等に関する計画を記載した書面を添付しなければならない。

(補助金の額の確定)

第十二条 文部科学大臣は、前条第一項前段の規定による実績報告書の提出を受けた場合においては、その実績報告書の審査及び必要に応じて行なう調査により、科学研究等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

(研究成果報告書)

第十三条 補助金の交付を受けた者は、文部科学大臣の定める時期までに、文部科学大臣の定めるところにより、第六条第一項の計画調書上の計画に基づいて実施した事業の成果について取りまとめた報告書(以下「研究成果報告書」という。)を文部科学大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の文部科学大臣の定める時期までに研究成果報告書を提出しなかった者が、さらに文部科学大臣が別に指示する時期までに特段の理由なく研究成果報告書を提出しない場合には、文部科学大臣は、第七条第一項の規定にかかわらず、この者に対して交付予定額を通知しないものとする。第三条第二項に係る科学研究費補助金又は基金助成金の研究成果報告書を、振興会の指示する時期までに提出しない場合についても同様とする。
- 3 前項の規定により交付予定額を通知しないこととされた者が、その後、文部科学大臣又は振興会が別に指示する時期までに研究成果報告書を提出したときは、文部科学大臣は、第七条第一項の規定に基づき、交付予定額を通知するものとする。

(帳簿等の整理保管)

第十四条 補助金の交付を受けた者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収証書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後五年間保管しておかなければならない。

(経理の調査)

第十五条 文部科学大臣は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、その補助金の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

(科学研究等の状況の調査)

第十六条 文部科学大臣は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、科学研究等の状況に関する報告書の提出を求め、又は科学研究等の状況を調査することができる。

(研究経過及び研究成果の公表)

第十七条 文部科学大臣は、科学研究に係る実績報告書及び前条の報告書のうち、研究経過に関する部分の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができる。

2 文部科学大臣は、研究成果報告書の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができる。

(設備等の寄付)

第十八条 第五条第一号に係る補助金の交付を受けた者が、補助金により設備等を購入したときは、直ちに、当該設備等を当該補助金の交付を受けた者が所属する研究機関のうちから適当な研究機関を一以上選定して、寄付しなければならない。

2 第五条第一号に係る補助金の交付を受けた者は、設備等を直ちに寄付することにより研究上の支障が生じる場合において、文部科学大臣の承認を得たときは、前項の規定にかかわらず、当該研究上の支障がなくなるまでの間、当該設備等を寄付しないことができる。

第十九条 第三条第一項第三号に係る科学研究費補助金に関し必要な事項は、別に文部科学大臣が定める。

(その他)

第二十条 この規程に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、そのつど文部科学大臣が定めるものとする。

附 則

この規程は、昭和四十年四月一日から実施する。

附 則 （昭和四三年十一月三〇日 文部省告示第三〇九号）

この規程は、昭和四十三年十一月三十日から実施する。

附 則 （昭和五六年一〇月一五 日 文部省告示第一五九号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六〇年十一月二日 文部省告示第一二七号）

この告示は、昭和六十年十一月二日から施行し、昭和六十年度分以後の補助金について適用する。

附 則 （昭和六一年一二月二五 日 文部省告示第一五六号）

この告示は、昭和六十一年十二月二十五日から施行し、昭和六十一年度以降の補助金について適用する。

附 則 （平成一〇年三月一九 日 文部省告示第三五号）

この告示は、平成十年三月十九日から施行し、平成九年度以降の補助金について適用する。

附 則 （平成一一年五月一七 日 文部省告示第一一四号）

この告示は、公布の日から施行し、平成十一年四月一日から適用する。

附 則 （平成一二年一二月一 日 文部省告示第一八一号） 抄

（施行期日）

- 1 この告示は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 （平成一三年四月一九 日 文部科学省告示第七二号）

この告示は、公布の日から施行し、平成十三年四月一日から適用する。

附 則 （平成一三年八月二 日 文部科学省告示第一三三号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の科学研究費補助金取扱規程第二条第三号の規定による研究機関である法人及び同条第四号の規定による指定を受けている機関は、改正後の科学研究費補助金取扱規程第二条第四号の規定による指定を受けた研究機関とみなす。

附 則 （平成一四年六月二八 日 文部科学省告示第一二三号）

この告示は、公布の日から施行し、平成十四年度以降の補助金について適用する。

附 則 （平成一五年九月一二日文部科学省告示第一四九号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第三条第二項の改正規定、第五条第一項、第三項及び第四項の改正規定並びに第六条第二項の改正規定は、平成十五年十月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の科学研究費補助金取扱規程第三条第三項の規定は、法第十八条第一項の規定により科学研究費補助金の返還が命じられた日がこの告示の施行日前である交付決定取消事業を行つた研究者が行う事業については、適用しない。

附 則 （平成一六年四月一日文部科学省告示第六八号）

- 1 この告示は、平成十六年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の科学研究費補助金取扱規程第三条第三項第三号の規定は、この告示の施行前に交付の決定が行われた科学研究費補助金に係る交付決定取消事業を行つた研究者については、適用しない。

附 則 （平成一七年一月二四日文部科学省告示第一号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の科学研究費補助金取扱規程第三条第四項及び第五項の規定は、科学研究費補助金の返還が命じられた日がこの告示の施行日前である事業を行つた研究者又は当該研究者と共謀した研究者が行う事業については、適用しない。

附 則 （平成一八年三月二七日文部科学省告示第三七号）

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成一九年三月三〇日文部科学省告示第四五号）

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成二〇年五月一九日文部科学省告示第六四号）

- 1 この告示は、公布の日から実施し、平成二十年度以降の補助金について適用する。ただし、第二条第一項第四号の改正規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）の施行の日から実施する。
- 2 この告示による改正後の科学研究費補助金取扱規程（以下「新規程」という。）第四条第一項第一号及び第三号の規定は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下「法」という。）第十八条第一項の

規定により科学研究費補助金の返還が命じられた日が平成十五年九月十二日よりも前である法第十七条第一項の規定により科学研究費補助金の交付の決定が取消された事業において不正使用を行った者又は法第十一条第一項の規定に違反して科学研究費補助金の使用を行った補助事業者（法第二条第三項に規定する補助事業者等といい、新規程第四条第一項第一号又は第二号に該当する者を除く。）については、適用しない。

3 新規程第四条第一項第四号の規定は、平成十六年四月一日よりも前に交付の決定が行われた事業の研究代表者又は研究分担者については、適用しない。

4 新規程第四条第一項第二号及び第五号の規定は、科学研究費補助金の返還が命じられた日が平成十七年一月二十四日よりも前である事業において科学研究費補助金の不正使用を共謀した者又は偽りその他不正の手段により科学研究費補助金の交付を受けた者若しくは当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者については、適用しない。

附 則 （平成二二年一二月二八日文部科学省告示第一七七号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二三年六月二日文部科学省告示第九三号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二四年九月一二日文部科学省告示第一四三号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二五年三月一三日文部科学省告示第三一号）

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示の施行前に科学研究費補助金取扱規程（以下「規程」という。）第四条に規定する交付決定取消事業において規程第二条第六項に規定する不正使用を行った者に対する当該不正使用に係るこの告示による改正後の規程第四条第一項第一号の規定の適用については、同号中「十年以内」とあるのは「五年以内」とする。

附 則 （平成二八年三月三十一日文部科学省告示第七三号）

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示による改正後の科学研究費補助金取扱規程第四条第四項の規定は、平成二十六年度以前の会計年度に係る研究費による研究において不正行為があったと認定された者が行う事業については、適用しない。

附 則 （平成三〇年三月二七日文部科学省告示第五四号）

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

(参考3)

独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領 (平成15年10月7日規程第17号)

改正 平成16年4月14日規程第9号
改正 平成16年9月10日規程第14号
改正 平成17年2月2日規程第1号
改正 平成17年4月7日規程第7号
改正 平成18年4月14日規程第9号
改正 平成19年4月2日規程第12号
改正 平成20年6月10日規程第9号
改正 平成22年4月19日規程第6号
改正 平成22年9月7日規程第21号
改正 平成23年4月25日規程第18号
改正 平成23年4月28日規程第20号
改正 平成24年10月31日規程第20号
改正 平成25年3月13日規程第2号
改正 平成25年6月12日規程第23号
改正 平成26年6月3日規程第18号
改正 平成27年4月1日規程第22号
改正 平成28年4月28日規程第49号
改正 平成29年4月27日規程第11号
改正 平成30年3月30日規程第3号
改正 平成30年6月18日規程第65号

(通則)

第1条 独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が交付を行う科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（以下「補助金」という。）の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、独立行政法人日本学術振興会法（平成14年法律第159号。以下「振興会法」という。）及び科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号。以下「取扱規程」という。）に定めるもののほか、この取扱要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 この取扱要領は、科学研究費補助金（基盤研究等）交付要綱（平成11年4月12日文部大臣裁定。以下「交付要綱」という。）第18条第1項及び独立行政法人日本学術振興会業務方法書（平成15年規程第1号）第4条の規定に基づき、振興会から研究者に対して交付する補助金の交付の対象、申請、交付その他の取扱いに関する細目を定め、もって補助金の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この取扱要領において「補助金」とは、文部科学省から交付される科学研究費補助金から支出する研究費であって、次に掲げるものをいう。

- 一 科学研究費（特別推進研究、新学術領域研究、基盤研究（S）、基盤研究（A）、基盤研究（B）、若手研究（A）、挑戦的研究（開拓）、研究活動スタート支援、奨励研究）
 - 二 研究成果公開促進費
 - 三 特定奨励費
 - 四 特別研究員奨励費
- 2 この取扱要領において「研究機関」とは、取扱規程第2条第1項に規定する研究機関及び同条第4項の規定により研究機関とみなすものをいい、学術研究を行う機関であって第一号から第四号に掲げるもの及び第五号に掲げるものをいう。
- 一 大学及び大学共同利用機関（文部科学大臣が指定する大学共同利用機関法人が設置する大学共同利用機関にあつては、当該大学共同利用機関法人とする。）
 - 二 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
 - 三 高等専門学校
 - 四 国若しくは地方公共団体の設置する研究所その他の機関、特別の法律により設立された法人若しくは当該法人の設置する研究所その他の機関、国際連合大学の研究所その他の機関（国内に設置されるものに限る。）又は一般社団法人若しくは一般財団法人のうち学術研究を行うものとして文部科学大臣が指定するもの
 - 五 本邦の法令に基づいて設立された会社その他の法人（以下この項において「会社等」という。）が設置する研究所その他の機関又は研究を主たる事業としている会社等であつて、学術の振興に寄与する研究を行う者が所属するもの（第1号及び前2号に掲げるものを除く。）のうち、文部科学大臣が指定するもの
- 3 この取扱要領において「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による研究費の他の用途への使用又は研究費の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反した使用をいう。
- 4 この取扱要領において「不正行為」とは、研究費の交付の対象となった事業において発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等の故意による又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるねつ造、改ざん又は盗用をいう。

（補助金の交付の対象）

第4条 この補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とする。

- 一 学術上重要な基礎的研究（応用的研究のうち基礎的段階にある研究を含む。）であつて、研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、かつ、当該研究機関の研究活動に実際に従事している研究者（振興会特別研究員を含む。）が一人で行う事業若しくは二人以上の研究者が同一の研究課題について共同して行う事業（研究者の所属する研究機関の活動として行うものであり、かつ、研究機関において補助金の管理を行うものに限る。）又は教育的若しくは社会的意義を有する研究であつて、研究者が一人で行う事業（以下「科学研究」という。）
- 二 学術研究の成果の公開で、個人又は学術団体が行う事業（以下「研究成果の公開」という。）
- 三 学術上価値が高く、散逸することにより我が国の学術研究の進展に悪影響を及ぼすおそれのある資料の収集、保管及び公開を含む特色ある研究に関する学術団体が行う事業又は長期にわたる研究活動を通じて蓄積された学術上の専門知識、実験用の試料等が必要とされる特色ある研究を継続的に行うものであつて、当該研究が中断することにより我が国の学術研究の進展に

悪影響を及ぼすおそれのある学術団体が行う事業（以下「研究事業」という。）

- 2 補助対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち補助金交付の対象として振興会が認める経費とする。

（補助金を交付しない事業）

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者（学術団体を含む。以下この条において同じ。）が行う事業については、それぞれ当該各号に定める期間、補助金を交付しない。

- 一 法第17条第1項の規定により補助金の交付の決定が取り消された事業（以下「交付決定取消事業」という。）において補助金の不正使用を行った者 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る補助金の返還の命令があった年度の原則として翌年度以降1年以上10年以内の間で当該不正使用の内容等を勘案して相当と認められる期間
- 二 前号に掲げる者と補助金の不正使用を共謀した者 同号の規定により同号に掲げる者が行う事業について補助金を交付しないこととされる期間と同一の期間
- 三 法第2条第3項に規定する補助事業者等（以下「補助事業者」という。）のうち、交付決定取消事業において法第11条第1項の規定に違反した者（前2号に掲げる者を除く。） 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る補助金の返還の命令があった年度の原則として翌年度以降1年以上2年以内の間で当該違反の内容等を勘案し相当と認められる期間
- 四 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者 当該補助金の返還の命令があった年度の原則として翌年度以降5年間
- 五 補助金による事業において不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究成果に係る研究論文等の内容について責任を負う者として認定されたものを含む。） 当該不正行為があったと認定された年度の原則として翌年度以降1年以上10年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して相当と認められる期間

- 2 前条第1項の規定にかかわらず、振興会法第18条第1項に規定する学術研究助成基金を財源として支給する助成金（以下「基金助成金」という。）を一定期間交付しないこととされた次の各号に掲げる者が行う事業については、基金助成金を交付しないとされた期間、補助金を交付しない。

- 一 基金助成金の不正使用を行った者
- 二 基金助成金の不正使用を共謀した者
- 三 振興会法第17条第2項の規定により準用される法第11条第1項の規定に違反した補助事業者（前2号に該当する者を除く）
- 四 偽りその他の不正の手段により基金助成金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者
- 五 基金助成金による事業において不正行為があったと認定された者

- 3 前条第1項の規定にかかわらず、同項第1号に規定する補助事業が、取扱規程第4条第3項の特定給付金等を定める件（平成16年8月24日文科科学大臣決定。以下「大臣決定」という。）第1条に定める特定給付金を一定期間交付しないこととされた次の各号に掲げる者が行う事業については、大臣決定第2条に定める期間、補助金を交付しないものとする。

- 一 特定給付金の不正使用を行った者
- 二 特定給付金の不正使用を共謀した者
- 三 特定給付金の交付の対象となる事業に関して、法令又はこれに基づく国の機関若しくは独立

行政法人の長の処分に違反した者

四 偽りその他不正の手段により特定給付金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者

五 特定給付金による事業において不正行為があったと認定された者

- 4 前条第1項の規定にかかわらず、公募型の研究費（補助金、基金助成金及び特定給付金を除く。）又は国立大学法人若しくは独立行政法人に対する運営費交付金若しくは私立学校に対する助成の措置等の基盤的経費その他の予算上の措置（文部科学省が講ずるものに限る。）による研究において不正行為があったと認定された者が行う事業については、当該不正行為があったと認定された年度の原則として翌年度以降1年以上10年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して相当と認められる期間、補助金を交付しないものとする。

（補助金の交付申請者）

第6条 第4条第1項に係る補助金の交付の申請をすることができる者は、次のとおりとする。

一 科学研究に係る補助金にあつては、次に掲げる者

イ 研究機関に所属する研究者が科学研究を行う場合は、当該科学研究を行う研究者の代表者

ロ 研究機関に所属しない研究者（特別研究員を除く。）が一人で科学研究を行う場合は、当該研究者

ハ 特別研究員が科学研究を行う場合は、当該特別研究員

ニ 外国人特別研究員と受入研究者が共同して科学研究を行う場合は、当該受入研究者

二 研究成果の公開に係る補助金にあつては、研究成果の公開を行う個人又は学術団体の代表者

三 研究事業に係る補助金にあつては、研究事業を行う学術団体の代表者

（計画調書）

第7条 補助金（新学術領域研究又は特定奨励費（以下「新学術領域研究等」という。）を除く。

以下この条から第9条までにおいて同じ。）の交付の申請をしようとする者は、あらかじめ科学研究又は研究成果の公開（以下「科学研究等」という。）に関する計画調書を別に定める様式により振興会に提出するものとする。

2 前項の計画調書の提出期間については、毎年振興会が公表する。

3 新学術領域研究等の交付を申請しようとする者は、別に定めるところにより科学研究又は研究事業に関する計画調書を文部科学省に提出するものとする。

4 前項の計画調書の提出期間については、文部科学省が公表する。

（交付予定額の通知）

第8条 振興会は、前条第1項の計画調書に基づき、補助金を交付しようとする者及び交付しようとする予定額（以下「交付予定額」という。）を定め、その者に対し、あらかじめ交付予定額を通知するものとする。

2 振興会は、文部科学省からの通知により新学術領域研究等を交付しようとする者及び交付予定額を定め、その者に対し、あらかじめ交付予定額を通知するものとする。

（配分審査等）

第9条 前条第1項により補助金を交付しようとする者及び交付予定額を定めるに当たっては、振興会は補助金の配分等に関する事項を審議する科学研究費委員会に諮るものとする。

2 前項の委員会の組織及びその運営については、別に定める。

(交付申請書)

第10条 第8条各項の通知を受けた者が補助金の交付の申請をしようとするときは、振興会の指示する時期までに、別に定める様式による交付申請書を振興会に提出しなければならない。

(交付の決定)

第11条 振興会は、前条により補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査するものとする。

2 振興会は、前項の調査の結果、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行うものとする。

3 振興会は、補助金の交付の条件として、次の事項及びその他必要な事項について定めるものとする。

一 補助金の交付を受けた者が、補助事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ振興会の承認を得なければならないこと

ただし、補助事業の目的を変えない範囲で振興会が文部科学大臣との協議を経て定める軽微な変更についてはこの限りではないこと

二 補助金の交付を受けた者が、補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、振興会の承認を得なければならないこと

三 補助金の交付を受けた者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに振興会に報告してその指示を受けなければならないこと

四 補助金の交付を受けた者が、補助事業を遂行するため契約を締結し支払いを行う場合は、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげるように経費の効率的使用に努めなければならないこと

4 振興会は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第12条 補助金の交付の申請をした者は、前条第4項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、振興会の定める期日までに申請の取下げをすることができることとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助金の使用制限)

第13条 補助金の交付を受けた者は、補助金を補助事業に必要な経費にのみ使用しなければならない。

(実績報告書)

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助事業を完了したときは、速やかに別に定める様式による実績報告書を振興会に提出しなければならない。補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

- 2 前項後段の規定による実績報告書には、翌年度に行う補助事業に関する計画を記載した書面を添付しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第15条 振興会は、前条第1項前段の規定による実績報告書の提出を受けた場合においては、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

- 2 振興会は、前条第1項後段の規定による実績報告書のうち国庫債務負担行為に基づいて補助金の交付の決定が行われた補助事業の実績報告書の提出を受けた場合においては、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、各年度における支出が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合することを確認し、その額を補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 振興会は、前条の規定により額を通知した場合において、すでにその額をこえる補助金が交付されているときは、補助金の交付を受けた者に補助金の返還を命ずるものとする。

- 2 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(不正使用等があった場合の補助金の取扱い)

第17条 補助事業を遂行している者は、第5条の規定により自ら行う事業について補助金を交付しないこととされた場合には、振興会の定めるところにより、直ちに補助事業を廃止するための手続を行わなければならない。

(研究成果報告書)

第18条 補助金の交付を受けた者は、振興会の定める時期までに、振興会の定めるところにより、第7条第1項又は第3項の計画調書上の計画に基づいて実施した事業の成果について取りまとめた報告書（以下「研究成果報告書」という。）を振興会に提出しなければならない。

- 2 前項の振興会の定める時期までに研究成果報告書を提出しなかった者が、さらに振興会が別に指示する時期までに特段の理由なく研究成果報告書を提出しない場合には、振興会は、第8条各項の規定にかかわらず、この者に対して交付予定額を通知しないものとする。取扱規程第13条第1項に係る補助金の研究成果報告書又は独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領第18条第1項に係る基金助成金の研究成果報告書を、文部科学大臣又は振興会の指示する時期までに提出しない場合についても同様とする。
- 3 前項の規定により交付予定額を通知しないこととされた者が、その後、振興会又は文部科学大臣が別に指示する時期までに研究成果報告書を提出したときは、振興会は、第8条各項の規定に基づき、交付予定額を通知するものとする。

(電子申請等)

第19条 申請書等の提出については、当該申請書等に記載すべき事項を記録した次条の規定による電磁的記録の作成をもって、当該申請書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該申請書等とみなす。

2 前項の規定により申請書等の作成が電磁的記録によって行われたときは、当該申請書等の提出については、第 21 条の規定による電磁的方法をもって行うことができる。

(電磁的記録)

第 20 条 電磁的記録は、前条に規定する申請書等の提出を行う者の使用に係る電子計算機であって振興会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続できる機能及び接続した際に振興会から付与されるプログラムを正常に稼働させられる機能を備えたものを使用して、次に掲げる事項を記録したものとする。

- 一 電磁的記録により様式の作成を行う場合において従うこととされている様式であって振興会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能なものに示すところにより、当該申請書等に記録すべき事項
- 二 当該申請書等の作成を行うときに添付すべき書類に記載され、又は記載すべき事項（前号に掲げるものを除く。）

(電磁的方法)

第 21 条 電磁的方法は、振興会の使用に係る電子計算機と第 19 条に規定する申請書等の提出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して提出する方法とする。

2 前項に定める方法により申請書等の提出を行おうとする者は、当該申請書等の作成のために振興会から付与されるプログラムに、識別番号及び暗証番号を、当該申請書等を提出する者の使用に係る電子計算機から入力して電磁的記録を作成し、提出を行わなければならない。

(帳簿関係書類等の整理)

第 22 条 補助金の交付を受けた者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収証書等関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後（国庫債務負担行為に基づいた交付の決定が行われている場合は、補助事業の最終年度の終了後）5 年間保管しておかなければならない。

(経理の調査)

第 23 条 振興会は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、その補助金の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

(補助事業の状況の調査)

第 24 条 振興会は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、補助事業の状況に関する報告書の提出を求め、実地に調査することができる。

(研究経過及び研究成果の公表)

第 25 条 振興会は、補助事業に係る実績報告書及び前条の報告書のうち、研究経過に関する部分の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができるものとする。

2 振興会は、研究成果報告書の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができる。

(設備等の寄付)

第 26 条 第 6 条第 1 号イに係る補助金の交付を受けた者が、補助金により設備、備品又は図書（以下「設備等」という。）を購入したときは、直ちにそれを当該補助金の交付を受けた者が所属す

る研究機関のうちから適当な研究機関を一以上選定して、寄付しなければならない。

- 2 第6条第1号ロに係る補助金の交付を受けた者が、補助金により購入価格5万円以上の設備等を購入したときは、研究期間終了までにそれを学校その他の教育又は研究の施設に寄付しなければならない。
- 3 第6条第1号ハ又はニに係る補助金の交付を受けた者が、補助金により設備等を購入したときは、直ちにそれを当該補助金の交付を受けた者が研究に従事し又は所属する研究機関に寄付しなければならない。
- 4 補助金の交付を受けた者が設備等を直ちに寄付することが研究上支障があると認める場合において、振興会の承認を得たときは、第1項の規定にかかわらず、研究上支障のなくなるまでの間、寄付しないことができる。
- 5 特別研究員は、第3項の規定にかかわらず、その特別研究員の資格を喪失するまでの間、設備等を寄付しないことができる。

(その他)

第27条 この取扱要領に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、募集要項等において別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成15年10月7日から施行し、平成15年10月1日から適用する。

第4条の2の規定は、法第18条第1項の規定の準用により科学研究費補助金の返還が命じられた日が平成15年9月12日前である交付決定取消事業を行なった研究者が行おうとする補助事業については、適用しない。

この取扱要領の適用日前に、日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究等）取扱要領（平成11年6月9日規程第6号）の規定により日本学術振興会が行った科学研究費補助金の取扱いは、振興会がこの取扱要領中の相当する規定により行った補助金の取扱いとみなす。

附則（平成16年規程第9号）

- 1 この規程は、平成16年4月1日から適用する。
- 2 第4条の2第1項第3号の規定は、この規程の適用前に交付の決定が行われた科学研究費補助金に係る交付決定取消事業を行った研究者については、適用しない。

附則（平成16年規程第14号）

この規程は、平成16年8月27日から適用する。

附則（平成17年規程第1号）

- 1 この規程は、平成17年1月24日から適用する。
- 2 第4条の2第2項及び第3項の規定は、科学研究費補助金の返還が命じられた日がこの規程の適用日前である事業を行った研究者又は当該研究者と共謀した研究者が行う事業については、適用しない。

附則（平成17年規程第7号）

この規程は、平成17年4月1日から適用する。

附則（平成 18 年規程第 9 号）

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附則（平成 19 年規程第 12 号）

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附則（平成 20 年規程第 9 号）

- 1 この規程は、平成 20 年 6 月 10 日から実施し、平成 20 年度以降の補助金について適用する。
- 2 改正後の取扱要領（以下「新要領」という。）第 5 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定は、法第 18 条第 1 項の規定により科学研究費補助金の返還が命じられた日が平成 15 年 9 月 12 日よりも前である交付決定取消事業において不正使用を行った者又は法第 11 条第 1 項の規定に違反して科学研究費補助金の使用を行った補助事業者（新要領第 5 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる者を除く。）については、適用しない。
- 3 新要領第 5 条第 1 項第 4 号の規定は、平成 16 年 4 月 1 日よりも前に交付の決定が行われた事業の研究代表者又は研究分担者については、適用しない。
- 4 新要領第 5 条第 1 項第 2 号及び第 5 号の規定は、科学研究費補助金の返還が命じられた日が平成 17 年 1 月 24 日よりも前である事業において科学研究費補助金の不正使用を共謀した者又は偽りその他不正の手段により科学研究費補助金の交付を受けた者若しくは当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者については、適用しない。

附則（平成 22 年規程第 6 号）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附則（平成 22 年規程第 21 号）

この規程は、平成 22 年 9 月 7 日から適用する。

附則（平成 23 年規程第 18 号）

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附則（平成 23 年規程第 20 号）

この規程は、平成 23 年 4 月 28 日から適用する。

附則（平成 24 年規程第 20 号）

この規程は、平成 24 年 9 月 12 日から適用する。

附則（平成 25 年規程第 2 号）

- 1 この規程は、平成 25 年 3 月 13 日から適用する。
- 2 この規程の適用前に第 5 条に規定する交付決定取消事業において第 3 条第 7 項に規定する不正使用を行った者に対する当該不正使用に係る改正後の第 5 条第 1 項第 1 号の規定の適用については、同号中「10 年以内」とあるのは「5 年以内」とする。

附則（平成 25 年規程第 23 号）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附則（平成 26 年規程第 18 号）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附則（平成 28 年規程第 49 号）

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 28 日から適用する。
- 2 改正後の取扱要領第 5 条第 4 項の規定は、平成 26 年度以前の会計年度に係る研究費による研究において不正行為があったと認定された者が行う事業については、適用しない。
- 3 第 3 条第 8 項に規定する「不正行為」とは、「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程」（平成 18 年規程第 19 号）第 2 条第 2 号に規定する「特定不正行為」と同義である。

附則（平成 29 年規程第 11 号）

この規程は、平成 29 年 4 月 27 日から適用する。

附則（平成 30 年規程第 3 号）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附則（平成 30 年規程第 65 号）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

(参考 4)

科学研究費助成事業－科研費－科学研究費補助金 研究者使用ルール（補助条件）（平成30年度）

＜「特別研究員奨励費」（特別研究員）＞

独立行政法人日本学術振興会（以下、「日本学術振興会」という。）から科学研究費助成事業（科学研究費補助金（「特別研究員奨励費」））（以下「補助金」という。）の交付を受ける補助事業者（研究代表者（日本学術振興会が実施する特別研究員事業により採用されている特別研究員））が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領（平成15年規程第17号。以下「取扱要領」という。）の規定により従うべき補助条件は、次のとおりとする。

1 総則

【法令等の遵守】

1-1 研究代表者は、補助事業の遂行に当たり、適正化法、同法施行令（昭和30年政令第25号）、科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号。以下「取扱規程」という。）、取扱要領及びこの補助条件の規定を含む、関係する法令等の規定を遵守しなければならない。

【補助事業者の責務】

1-2 研究代表者は、補助金が国民から徴収された税金等でまかなわれるものであることに留意し、補助金の交付の目的に従って誠実に補助事業を行うように努めなければならない。

【研究機関による補助金の管理等】

1-3 研究代表者は、研究に従事する取扱規程第2条に規定する研究機関（以下「研究機関」という。）に、日本学術振興会が別に定める「科学研究費助成事業－科研費－科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等」に従って補助金の管理を行わせるとともに、この補助条件に定める諸手続を当該研究機関を通じて行わなければならない。研究代表者が当該研究機関を変更した場合も同様とする。

【研究活動の公正性の確保等】

1-4 研究活動における不正使用（故意若しくは重大な過失による研究費の他の用途への使用又は研究費の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件に違反した使用）、不正受給（偽りその他不正な手段による研究費の受給）又は不正行為（発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等の故意による又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるねつ造、改ざん又は盗用）が行われること、若しくは関与することがあってはならない。

2 直接経費の使用

【直接経費の公正かつ効率的な使用】

2-1 研究代表者は、直接経費（補助事業の遂行に必要な経費（研究成果の取りまとめに必要な経費を含む。））の公正かつ効率的な使用に努めなければならない、他の用途への使用及びこの補助条件に違反する使用をしてはならない。

【直接経費の各費目の対象となる経費】

2-2 直接経費（補助事業の遂行に必要な経費（研究成果の取りまとめに必要な経費を含む。））の各費目の対象となる経費の例は、以下のとおり。

物品費	物品を購入するための経費
旅費	研究代表者及び研究協力者の海外・国内出張（資料収集、各種調査、研究の打合せ、研究の成果発表等）のための経費（交通費、宿泊費、日当）等
人件費・謝金	資料整理、実験補助、翻訳・校閲、専門的知識の提供、アンケートの配付・回収、研究資料の収集等を行う研究協力者（ポストドクター・リサーチアシスタント（RA）・外国の機関に所属する研究者等）に係る謝金、報酬、賃金、給与、労働者派遣業者への支払いのための経費等
その他	上記のほか当該研究を遂行するための経費（例：印刷費、複写費、現像・焼付費、通信費（切手、電話等）、運搬費、研究実施場所借り上げ費（研究機関の施設において補助事業の遂行が困難な場合に限る）、会議費（会場借料、食事（アルコール類を除く）費用等）、リース・レンタル費用（コンピュータ、自動車、実験機器・器具等）、機器修理費用、旅費以外の交通費、研究成果発表費用（学会誌投稿料、ホームページ作成費用、研究成果広報用パンフレット作成費用、一般市民を対象とした研究成果広報活動費用等）、実験廃棄物処理費）等

【研究・契約等の開始】

2-3 新たに採択された研究課題については、内定通知日以降、また、前年度から継続する研究課題については4月1日から、それぞれ研究を開始し、必要な契約等を行うことができるが、必要な経費は、直接経費受領後に支出し、又は研究機関等が立て替えて直接経費受領後に精算しなければならない。

【直接経費の年度内使用】

2-4 直接経費は、研究課題の研究期間が複数年度にわたるものであっても、「2-5」に規定する場合を除き、補助事業を行う年度を越えて使用することはできない。

【翌年度にわたる直接経費の使用】

2-5 研究代表者は、当該年度の補助事業が、交付決定時には予想し得なかった要因による、相手国の事情、研究に際しての事前の調査の困難、研究方式の決定の困難、計画に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由に基づき、補助事業が予定の期間内に完了しない見込みとなった場合に、補助事業の期間を延長するとともに、補助金の全部又は一部を翌年度に使用することを希望する場合には、平成31年3月1日までに、様式C-26「繰越を必要とする理由書」により日本学術振興会に対し申請を行い、必要な手続を経なければならない。

【使用の制限】

2-6 直接経費は、次の経費として使用してはならない。

- ① 建物等の施設に関する経費（直接経費により購入した物品を導入することにより必要となる軽微な据付等のための経費を除く。）
- ② 補助事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ③ 研究代表者の人件費・謝金
- ④ その他、間接経費を使用することが適切な経費

【合算使用の制限】

2-7 直接経費は、次の場合を除き、他の経費と合算して使用してはならない。

- ① 補助事業に係る用務と他の用務とを合わせて1回の出張をする場合において、直接経費と他の経費との使用区分を明らかにした上で直接経費を使用する場合
- ② 補助事業に係る用途と他の用途とを合わせて1個の消耗品等を購入する場合において、

直接経費と他の経費との使用区分を明らかにした上で直接経費を使用する場合

- ③ 直接経費に他の経費（委託事業費、私立大学等経常費補助金、学術研究助成基金助成金、他の科学研究費補助金及び間接経費など、当該経費の使途に制限のある経費を除く。）を加えて、補助事業に使用する場合（なお、設備、備品又は図書（以下「設備等」という。）の購入経費として使用する場合には、研究者が研究に従事する研究機関を変更する際などに補助事業の遂行に支障が生じないように、当該設備等の取扱いを事前に決めておくこと。）
- ④ 直接経費に、他の科研費又は複数の事業において共同して利用する設備（以下「共用設備」という。）の購入が可能な制度の経費を加えて、共同設備を購入する場合（ただし、同一の研究機関において購入する共用設備に限る。なお、各事業に係る負担額及びその算出根拠等について明らかにしておくこと。）

【納品等及び支出の期限】

- 2-8 補助事業に係る物品の納品、役務の提供等は、補助事業を行う年度の3月31日までに終了しなければならない、これに係る支出は、実績報告書の提出期限までに行わなければならない。

【研究協力者の雇用】

- 2-9 研究協力者の雇用に当たっては、研究代表者は、研究に従事する研究機関に対して、研究機関を当事者とする勤務内容、勤務時間等を明確にした雇用契約の締結をさせなければならない。

3 補助事業を変更する上で必要な手続(交付申請書の記載内容の変更に当たっての遵守事項等)

【変更できない事項】

- 3-1 「研究課題名」及び「研究の目的」の各欄の記載事項は、変更することができない。

【補助事業の廃止】

- 3-2 研究代表者は、補助事業を廃止しようとする場合には、様式C-5-1「補助事業廃止承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得るとともに、未使用の補助金を返還し、廃止のときまでの補助事業について、廃止の承認を受けた後、30日以内に、様式C-6「実績報告書(収支決算報告書)」及び様式C-7-1「実績報告書(研究実績報告書)」により、日本学術振興会に実績報告を行わなければならない（研究実績報告書の内容は、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）により公開される。）。

【研究機関の変更】

- 3-3 研究代表者が研究に従事する研究機関を変更した場合には、様式C-10-1「研究代表者所属研究機関変更届」により、日本学術振興会に届け出なければならない。

【研究代表者の応募資格の喪失等】

- 3-4 研究代表者は、日本学術振興会の特別研究員という研究代表者としての応募資格を有しなくなる場合、補助事業を継続できなくなる場合、公募要領に示す重複制限により補助事業を実施できなくなる場合、又は補助事業以外で不正使用、不正受給又は不正行為により補助金を交付しないこととされた場合には、「3-2」に規定する手続により、補助事業を廃止しなければならない。ただし、日本学術振興会の特別研究員という研究代表者としての応募資格を有しなくなる研究代表者が、それまで研究に従事していた研究機関において、「平成30年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領（特別推進研究、基盤研究（S・A・B・C）、挑戦的研究（開拓・萌芽）、若手研究）」及び「平成30年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領（研究活動スタート支援）」に定める応募資格を有する研究者となる場合であって、当該年度の直接経費の使用を希望する場合は、この限りではない。

- 3-5 日本学術振興会の特別研究員という研究代表者としての応募資格を有しなくなる研究代

表者が、それまで研究に従事していた研究機関以外の研究機関において、「平成30年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領（特別推進研究、基盤研究（S・A・B・C）、挑戦的研究（開拓・萌芽）、若手研究）」及び「平成30年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領（研究活動スタート支援）」に定める応募資格を有する研究者となる場合であって、当該年度の直接経費の使用を希望する場合は、様式C-10-1「研究代表者所属研究機関変更届」により、日本学術振興会に届け出なければならない。

【育児休業等による中断】

3-6 研究代表者は、産前産後の休暇又は育児休業（以下「育児休業等」という。）を取得し、未使用の補助金について翌年度以降の育児休業等の終了後に再交付を希望する場合には、原則、育児休業等を取得する前に、様式C-13-1「産前産後の休暇又は育児休業の取得に伴う研究中断承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得るとともに、未使用の補助金を返還し、中断の時までの補助事業について、中断の承認を受けた後、30日以内に、様式C-6「実績報告書（収支決算報告書）」及び様式C-7-1「実績報告書（研究実績報告書）」により、日本学術振興会に実績報告を行わなければならない（研究実績報告書の内容は、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）により公開される。）。

【病気を理由とした特別研究員の採用中断による「特別研究員奨励費（特別研究員）」の中断】

3-7 研究代表者が、病気を理由とした特別研究員の採用の中断により「特別研究員奨励費（特別研究員）」の研究を中断し、未使用の補助金について翌年度以降の特別研究員の採用の中断の終了後に再交付を受けることを希望する場合には、原則、病気を理由とした特別研究員の採用の中断の前に、様式C-13-3「病気を理由とする特別研究員の採用の中断に伴う研究中断承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得るとともに、未使用の補助金を返還し、中断の時までの補助事業について、中断の承認を受けた後、30日以内に、様式C-6「実績報告書（収支決算報告書）」及び様式C-7-1「実績報告書（研究実績報告書）」により、日本学術振興会に実績報告を行わなければならない（研究実績報告書の内容は、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）により公開される。）。

【育児休業等の取得に伴う研究期間の延長】

3-8 研究代表者は、年度内に育児休業等を取得し、研究を中断し、かつ年度内に研究を再開した場合であって、翌年度以降の研究実施計画の変更を希望する場合には、研究を再開する前に、様式C-13-2「産前産後の休暇又は育児休業の取得に伴う研究期間延長承認申請書」により平成31年3月1日までに申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。なお、研究期間は、育児休業等を取得することにより、研究を中断する期間に応じて延長することができる。

【病気を理由とした特別研究員の採用中断による「特別研究員奨励費（特別研究員）」の中断に伴う研究期間の延長】

3-9 研究代表者が、病気を理由とした特別研究員の採用の中断により「特別研究員奨励費（特別研究員）」の研究を中断し、かつ年度内に研究を再開した場合であって、翌年度以降の研究実施計画の変更に伴い、研究期間の延長を希望する場合には、研究を再開する前に、様式C-13-4「病気を理由とした特別研究員の採用の中断に伴う研究期間延長承認申請書」により平成31年3月1日までに申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。

【軽微な変更】

3-10 「直接経費の費目別内訳」、「本年度の研究実施計画」及び「主要な物品の内訳」の各欄の記載事項は、補助事業の遂行について必要がある場合には変更することができる。

【設備等の取扱】

3-11 研究代表者は、直接経費により購入した設備等を、購入後直ちに（直ちに寄付することにより研究上の支障が生じる5万円未満の図書にあっては、研究上の支障がなくなる時に）、

研究に従事する研究機関に寄付しなければならない。ただし、直ちに寄付することにより研究上の支障が生じる場合には、研究代表者は、様式C-15「寄付延期承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得て、寄付を延期することができる（延期することができる期間は、日本学術振興会の特別研究員という研究代表者としての応募資格を有しなくなるまでとする。）。

【利子及び為替差益の取扱】

3-12 研究代表者は、直接経費に関して生じた利子及び為替差益を、原則、研究に従事する研究機関に譲渡しなければならない。

【収入の取扱】

3-13 研究代表者は、実績報告書の提出後に補助事業に関連する収入があった場合には、これを日本学術振興会に返還しなければならない。

4 間接経費の譲渡等

【間接経費の譲渡】

4-1 研究代表者は、間接経費が交付された場合には、速やかに間接経費を研究に従事する研究機関に譲渡しなければならない。研究代表者が、研究に従事する研究機関を変更した場合も同様とする。

【間接経費の返還】

4-2 研究代表者が、研究に従事する研究機関を変更しようとする場合において、新たに研究に従事することとなる研究機関が間接経費を受け入れない場合には、研究代表者は、様式C-16「間接経費交付決定額変更申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得るとともに、未使用の間接経費を返還しなければならない。

【間接経費の追加】

4-3 間接経費を受け入れない研究機関で研究に従事する研究代表者が、研究に従事する研究機関を変更した場合において、新たに間接経費の交付を受けようとする場合には、研究代表者は、様式C-16「間接経費交付決定額変更申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。

5 実績の報告

【実績報告書の提出】

5-1 研究代表者は、平成31年5月31日まで（補助事業を廃止した場合には、当該廃止の承認を受けた後30日以内）に、様式C-6「実績報告書（収支決算報告書）」及び様式C-7-1「実績報告書（研究実績報告書）」により、日本学術振興会に実績報告を行わなければならない（研究実績報告書の内容は、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）により公開される。）。また、実績報告時に未使用の補助金が生じた場合には、日本学術振興会に返還しなければならない。

【翌年度にわたる補助金の使用を行う場合の実績報告書の提出】

5-2 「2-5」の規定に基づき、補助事業の期間を延長するとともに、翌年度にわたる補助金の使用を行う場合には、研究代表者は、補助事業を開始した年度の終了時において、様式C-17-1「実績報告書（収支決算報告書（2））」により、日本学術振興会に実績報告を行うとともに、平成32年5月31日まで（補助事業を廃止した場合には、当該廃止の承認を受けた後30日以内）に、様式C-6「実績報告書（収支決算報告書）」及び様式C-7-1「実績報告書（研究実績報告書）」により日本学術振興会に実績報告を行わなければならない。

ない（研究実績報告書の内容は、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）により公開される。）。

6 研究成果報告書等の提出

【研究成果報告書等が未提出の場合の取扱】

6-1 研究代表者が、科学研究費助成事業の他の補助事業の「研究成果報告書」（様式C-19、様式F-19-1、様式F-19-2、様式Z-19、様式CK-19）又は「研究経過報告書」（様式C-21、様式F-21、様式Z-21、様式CK-21）を提出期限までに提出しない場合には、研究代表者は、上記報告書を日本学術振興会に提出するまで、補助事業の執行を停止しなければならない（文部科学省又は日本学術振興会が別に指示した場合は、その指示に従わなければならない。）。

7 研究成果の発表

【研究成果発表における表示義務】

7-1 研究代表者は、補助事業の成果を発表する場合には、補助金の交付を受けて行った研究の成果であることを表示しなければならない。特に、論文等により補助事業の成果を発表する場合には、論文等の謝辞に補助金の交付を受けて行った研究の成果であることを必ず記載しなければならない（「JSPS KAKENHI Grant Number JP 8桁以下の課題番号」を含めること）。

【研究成果発表の報告】

7-2 研究代表者は、補助事業の成果について、研究計画の最終年度の翌年度に様式C-7-1「実績報告書（研究実績報告書）」を提出した後に書籍、雑誌等において発表を行った場合、又は産業財産権を取得した場合には、様式C-24「研究成果発表報告書」により、日本学術振興会に報告しなければならない（研究成果発表報告書は、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）により公開される。）。

8 その他

【研究遂行状況の報告】

8-1 研究代表者は、文部科学省又は日本学術振興会から補助事業の遂行の状況等に関する報告を求められた場合には、その状況について報告しなければならない。

【人権の保護及び法令等の遵守】

8-2 研究代表者は、補助事業の遂行に当たり、以下のような関連する法令等を遵守しなければならない。

- ・社会的コンセンサス（関係者の同意・協力）を得る必要がある場合
- ・個人情報取扱に配慮する必要がある場合（個人情報の守秘、人権の保護等）
- ・生命倫理・安全対策に取り組む必要がある場合（ヒトゲノム・遺伝子解析研究、特定胚の取扱いを含む研究、遺伝子組み換え実験を含む研究を実施する場合等）
- ・外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づき規制されている技術の非居住者若しくは外国への提供（記録媒体等での持ち出し、電子メールでの送信も含む）又は貨物の輸出をしようとする場合 等

【関係書類の整理・保管】

8-3 研究代表者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収証書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助事業期間終了後5年間保管しなければならない。

問い合わせ先等

1 この募集要領に関する問い合わせは、**研究機関を通じて**、下記宛てに行ってください。

(1) 特別研究員奨励費の募集の内容に関すること：

独立行政法人日本学術振興会 研究助成第一課総務企画係

電話：03-3263-0976, 0980, 1041

FAX：03-3263-9005

(2) 特別研究員の募集・採用等に関すること：

独立行政法人日本学術振興会 研究者養成課研究者養成第二係

電話：03-3263-5070

受付時間：9:30～12:00 及び 13:00～17:00

※ (1)(2)共に、土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）、創立記念日（9月21日）を除く

(3) 科研費電子申請システムの利用に関すること：

・コールセンター

電話：0120-556-739（フリーダイヤル）

受付時間：9:30～17:30

※土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く

・上記以外の電話

独立行政法人日本学術振興会 経営企画部 情報企画課

電話：03-3263-1017, 1022, 1107, 1024

(4) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の利用に関すること：

・e-Rad ヘルプデスク

電話：0570-066-877（ナビダイヤル）

受付時間：9:00～18:00

※土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く

※上記ナビダイヤルが利用できない場合

電話：03-6631-0622

2 募集要領については、次の本会のホームページからダウンロードすることができます。

URL: https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/20_tokushourei/index.html